

## Ⅱ 競輪事業および中央卸売市場事業の

### 経営管理について



## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

監査の種類は、地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

### 2 監査の対象と選定した理由

#### (1) 監査の対象

監査の対象としたのは、経済局の所管する特別会計である「競輪事業および中央卸売市場事業の経営管理について」である。

#### (2) 選定した理由

##### ① 競輪事業特別会計

平成17年度「産業行政概要（P. 15）」（平成17年9月）によれば、競輪事業特別会計は、以下のようになっている。ただし、実質的な事業収支を示すため、歳入予算から繰越金3億円と繰入金5億円を除いている。

（表）平成17年度競輪事業特別会計歳入歳出対比表「予算」（単位：億円）

歳入・競輪事業収入		397
歳出・競輪事業費	395	
諸支出金	8	403
差引支出超過額		△6

競輪事業収入をもって競輪事業費を賄うことができるものの、競輪事業費は競輪事業収入の99%を占めている。諸支出金を含めた歳出の合計額は403億円となり、歳入の397億円を超えて、支出超過額が6億円となっている。

##### ② 中央卸売市場事業特別会計

平成17年度「産業行政概要（P. 15）」（平成17年9月）によれば、中央卸売市場事業特別会計は、以下のようになっている。

(表) 平成 17 年度中央卸売市場事業特別会計歳入歳出対比表「予算」(単位:億円)

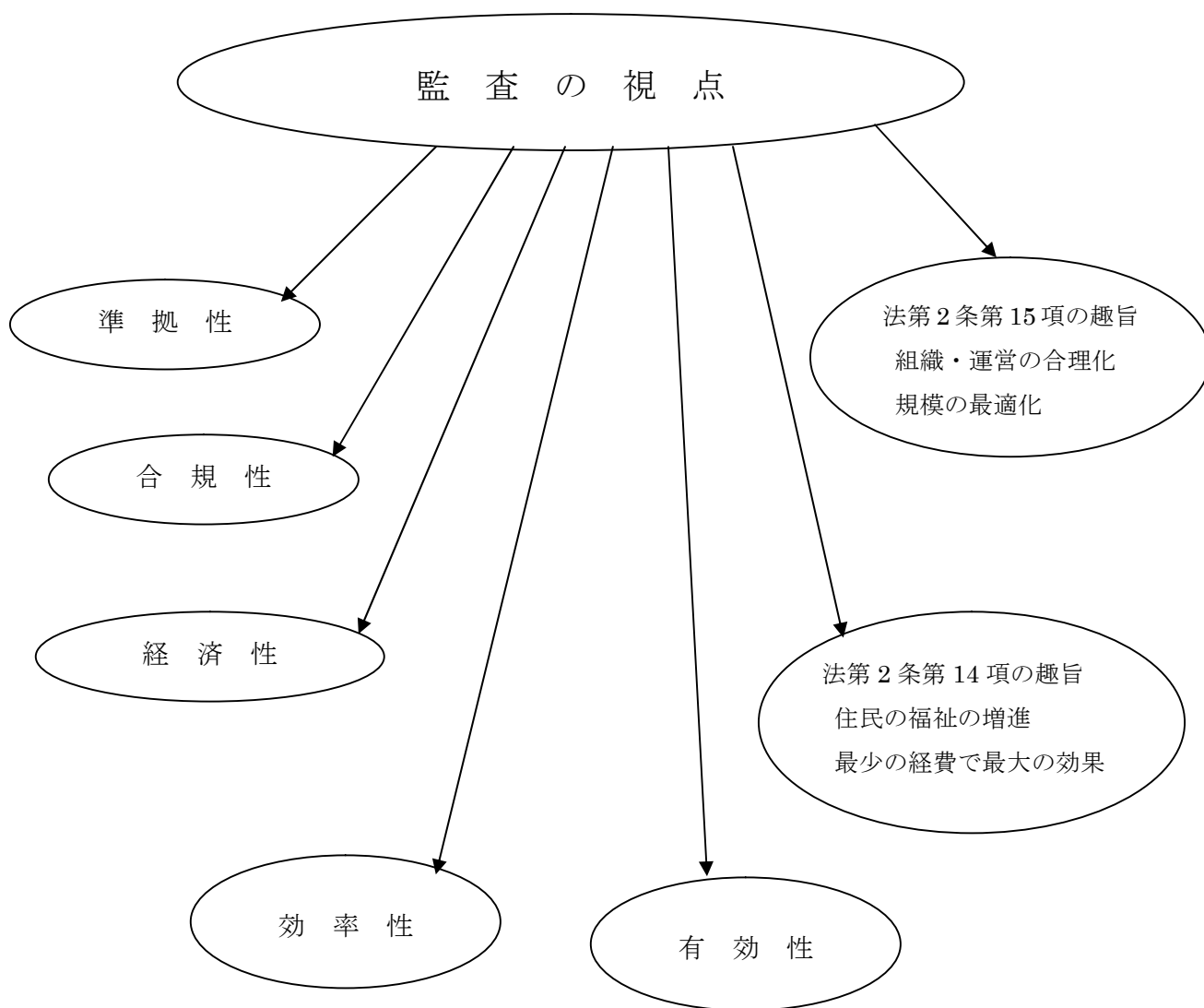
歳入・使用料・手数料	10	
諸収入	3	13
歳出・市場事業費	14	
公債費	10	24
差引支出超過額		△11
繰入金(歳入)	11	11
差引		0

中央卸売市場事業特別会計は、使用料等の歳入よりも運営費等の歳出のほうが大きいため 1 億円の赤字予算となっている。その他に公債費支出が 10 億円あるため、歳入歳出差額が 11 億円の支出超過予算となっている。そのために、一般会計からの繰入金(主たる財源は税金)をもって補填している。

以上のような歳入歳出の状況にある経済局が所管する「競輪事業特別会計」および「中央卸売市場事業特別会計」は、重要な行政政策であると考えた。そこで「これらの事業が、法第 2 条第 14 項および第 15 項の規定の趣旨を達成するように実施されているかどうかについて監査する必要がある。」と認めたために「経済局が所管する特別会計である『競輪事業』および『中央卸売市場事業』の経営管理について」を、監査テーマすなわち「特定の事件」として選択した。

### 3 監査の視点

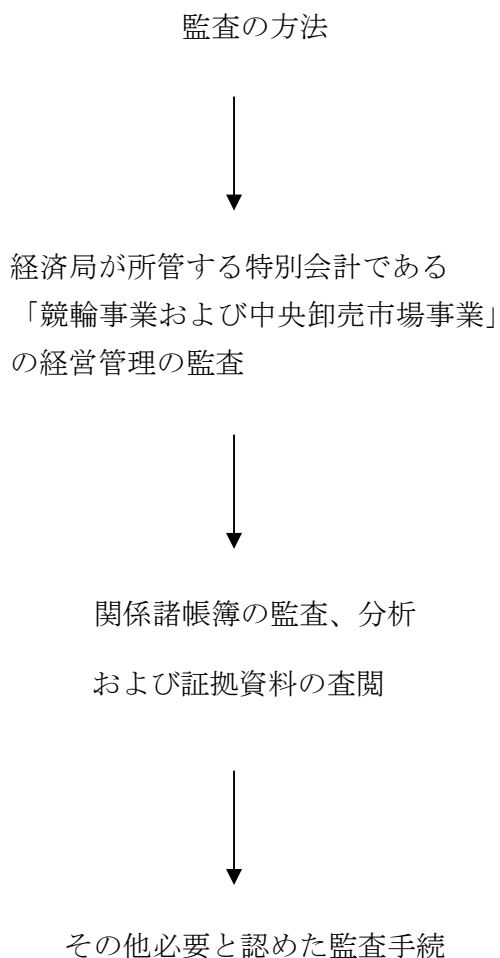
「監査の視点」は、以下のとおりである。



#### 4 監査の方法

この監査に当たっては、経済局が所管する特別会計である「競輪事業および中央卸売市場事業の経営管理が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか」について、法第2条第14項および第15項の趣旨に則り、最少の経費で最大の効果をあげるように実施されているか、また、組織および管理の合理化に努めているかに意を用いて、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合並びに現場視察等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続きを実施した。

監査方法の概略は、以下に示したとおりである。



## 5 監査従事者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 守屋俊晴

### (2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 秋坂朝則 公認会計士 後藤由紀子

公認会計士 秋山正仁 公認会計士 石田清絵

公認会計士 岡本進

弁護士 小林力 弁護士 湯川将

税理士 沈賢伊

法政大学教授 菊谷正人

米国税理士 成田元男

## 6 監査期間

監査対象団体について、実地に監査した期間は、平成18年7月4日から平成18年10月13日までの期間である。

## 7 外部監査人の独立性（利害関係）

川崎市と包括外部監査人および補助者との間には、法第252条の29に定める利害関係はない。

## 第 2 監査対象団体の事業概要

### 1 競輪事業特別会計の概要について

#### (1) 競輪事業の概要について

競輪事業は競馬・競艇・オートレースと並ぶ公営競技の一つであるが、その法的根拠は自転車競技法（昭和 23 年 8 月 1 日 法律第 209 号）にある。

同法第 1 条第 1 項において、競輪事業の目的の一つとして「地方財政の健全化」があり、その実施主体は総務大臣が指定する市町村としている。

川崎市においても、その指定を受け、昭和 24 年 4 月以来競輪事業を実施し、平成 16 年度までの間に一般会計に対し、用途を特定しない一般財源として約 1,267 億円を繰り出し、教育や住宅・福祉施設の建設費用として使われ、市民生活の向上に貢献してきた。

また、平成 17 年度においても 1 億円を一般会計に繰り出したところである。

一方、特別会計収入の大部分を占める車券売上金については、平成 3 年度をピークに低下し、新賭式の導入等で一時持ち直したものの、引き続き下落傾向が続いている。これは、川崎競輪に限定されたことではなく、全国の競輪場でも同様の傾向となっている。

川崎市では、車券売上金の下落傾向が続いているなかで、収益を確保するために、主に次のような方針で事業運営を行っている。

#### ① 車券売上増収対策

収入の根本である車券売上の増収を図ることを目的に、車券の発売ルートごとに対策を講じている。本場（川崎競輪場）での売上増収のためには、入場者数の増加が必須であるため、メインスタンドを改修し、平成 18 年 4 月から空調が完備した観覧席を増設した。

さらに、平成 13 年度からナイター開催を行い、平日の昼間に来場することができないファンが足を運びやすくするとともに、イベントや花火の打ち上げなどを行い、新たな入場者の確保に努めている。

電話投票（インターネット投票を含む）については、インターネットライブを行い、情報の提供に努めると共に、インターネット投票の方法等についても全国レベルで改善を行った。本場および電話投票以外の発売方法である場外車券売場については、記念競輪の際における臨時場外車券売場の設置を全国の競輪場や専用場外に依頼し、発売実績を上げている。

また、平成 11 年には新橋駅前に京王閣競輪場主催者である東京都十一市競輪事業組



合と共同で専用場外車券売場（ラピスタ新橋）を開設し、場外発売の機会が少ない準記念競輪（FⅠ）、普通競輪（FⅡ）の車券を発売し、売上の確保に貢献している。

さらに、通常、年1回行われている記念競輪に加えて、より大きな売上が見込まれる特別競輪の誘致に引き続き取り組んでいくこととしている。

### ② 臨時場外車券売場としての利用

次に、車券売上金以外の収入の増加を目的として、川崎競輪場を他の施行者が主催する競輪の臨時場外車券売場として開設することにより、競輪場使用料収入を得ている。

今後は、開設日数の拡大を図ると共に、より多くの使用料収入が得られるよう発売対象競輪の選定や施設の充実にも取り組んでいくこととしている。

### ③ 経費削減対策

利益体質の強化としては、一方で、収入の増加を図ることとし、他方においては、経費の削減が重要であるとの認識から、販売窓口数の見直しなどの経費削減策に取り組んでいる。経費削減策については、ファンサービスや安全の確保の低下を招かぬよう、そのバランスに留意して行っている。また、交付金や選手賞金のように本市のみでは対応できない費用については、他の施行者と共同して、その軽減を求めていくことにしている。

(2) 競輪事業の財政規模（歳入・歳出）について

競輪事業特別会計の決算額の5年間のすう勢は、次の（表）のようになっている。

（表）競輪事業特別会計・歳入歳出決算すう勢表

（単位：千円）

歳入	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
入場料	105,419	115,235	96,754	79,297	70,486
車券売上金	33,139,791	37,620,770	34,726,360	29,464,063	28,445,381
使用料・手数料	412,785	583,819	546,981	498,918	418,202
諸収入	1,113,532	1,403,789	1,284,013	1,418,408	1,130,516
納付金	39,830	32,642	26,212	22,252	21,992
基金繰入金	639,272	628,696			452,877
繰越金	2,129,390	690,666	253,527	164,852	275,154
合計	37,580,019	41,075,617	36,933,847	31,647,790	30,814,607
歳出					
事務費	328,500	321,298	273,729	348,187	242,966
競輪開催費	32,797,615	36,741,279	33,965,659	29,525,118	28,858,078
基金積立金	1,714,076	2,134,201	1,578,438	605,412	6,507
整備費	1,259,285	781,663	142,253	148,150	948,854
一般会計繰出金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
諸支出金	689,877	743,649	708,916	645,769	633,545
合計	36,889,353	40,822,090	36,768,995	31,372,636	30,789,948
歳入歳出差額	690,666	253,527	164,852	275,154	24,659
単年度収支	375,352	1,797,062	1,589,763	815,714	△143,989

（注）単年度収支は、繰越金を除いた歳入の合計額から基金積立金および一般会計繰出金を除いた歳出の合計額を引いて計算した。

競輪事業特別会計は、上記の（表）に見られるように、最近5年間は毎年1億円を一般会計に対し繰り出している。平成17年度に単年度収支が143,989千円の赤字になっているが、これはメインスタンド、選手管理棟などの施設整備を行ったことによるものである。

また、川崎市営競輪の入場者数等のすう勢は、次の（表）のようになっている。

（表）川崎市営競輪・入場者数等のすう勢表

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
開催日数（日）	72	70	68	68	69
入場者数（人）	646,384	641,918	556,830	498,214	472,773
1 日当たり（人）	8,978	9,170	8,189	7,327	6,852

入場者数が平成 13 年度の 646,384 人から平成 17 年度には 472,773 人へと、173,611 人、パーセントにして 26.9%も減少している。

## 2 中央卸売市場事業特別会計の概要について

### （1）中央卸売市場事業の概要について

川崎市の公設市場は、昭和 19 年に県知事の認可を受け、現在の南部市場の位置に市営卸売市場を開設したことに始まる。以来、戦中・戦後の食糧難時代における市民の生鮮食料品配給基地としての役割を果たしてきた。その後、川崎市が京浜工業地帯の中核として発展したことによる急速な人口の増加に対応するため、整備・拡張の上、昭和 31 年に農林大臣の認可を受けて、全国で 14 番目の中央卸売市場として開設した。

やがて市北西部の人口急増などを受け、昭和 57 年、東名高速インターチェンジや J R 貨物ターミナルに近い好立地に北部市場を開設した。現在川崎市は、市場の供給圏として、川崎市の中原区を南北に分けて南部から川崎区までを「南部市場」、また、中原区北部から麻生区までを「北部市場」とし、二大拠点市場体制で青果部・水産物部・花き部・関連商品を取り扱う総合市場として、安心・安全な生鮮食料品等の市民への安定供給に万全を図っている。

しかしながら、市場を取り巻く状況は、全国的に市場外流通の増大による市場経由率の低下および景気減速に伴う消費の低迷等により取扱高が減少している。その影響で、川崎市においても取扱量は、青果部では昭和 62 年、水産物部では昭和 63 年、花き部では平成 5 年をそれぞれピークに減少している。

川崎市では「市場経営の課題」として、次のような事項を認識している。

#### ① 市場活性化対策

市場活性化対策として、卸・仲卸の連携強化による販路の拡大、仲卸業者の統合大型化による財務体質の改善、加工施設等の整備に取り組む必要がある。

#### ② 市場のリニューアル問題

南部市場は建築後 30 年以上経過して老朽化が著しいため、市場の老朽化対策として、市場再整備の中で、外壁や内装など外観上の改修や電気等のライフラインの更新を行わなければならない時期にきている。また、北部市場は老朽化に伴う緊急的な補修工事を検討し、中長期的なプランを作成・検討する必要がある。

③ 市場全体の衛生環境面の整備

食の安全・安心に対応した施設整備を行うため、流通形態の変化に対応した食品管理の高度化や加工施設の設置、市場全体の衛生環境面の整備などが必要となってきた。

また、川崎市はこれらの課題に対し、今後、次のように取り組むことにしている。

① 施設の再整備・再配置

南部市場の地方卸売市場への再編を平成 19 年 4 月に行い、併せて取扱規模に応じた施設の再整備・再配置を進めることにしている。

② 指定管理者制度の導入並びに執行体制の見直し

中央卸売市場事業特別会計の健全化を図っていくために、南北両市場の管理運営コスト縮減に向けた取り組みとして指定管理者制度の導入を含め、執行体制の見直しを検討することにしている。

(2) 中央卸売市場事業の財政規模（歳入・歳出）について

中央卸売市場事業の決算額の5年間のすう勢は、次の（表）のようになっている。

（表）中央卸売市場事業特別会計・歳入決算すう勢表

（単位：千円）

歳 入	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
使用料・手数料					
南部市場	122,607	115,542	116,716	118,928	113,552
北部市場	942,516	880,308	858,126	857,171	849,313
小 計	1,065,123	995,850	974,842	976,099	962,865
財産収入					40
繰 入 金					
南部市場	253,515	272,685	207,388	326,528	234,680
北部市場	929,523	914,348	851,688	853,999	821,258
小 計	1,183,038	1,187,033	1,059,076	1,180,527	1,055,938
繰 越 金					
諸 収 入					
南部市場	59,040	53,372	74,721	56,163	54,644
北部市場	272,600	228,023	224,448	230,710	237,370
小 計	331,640	281,395	299,169	286,873	292,014
市 債	305,000	122,000	30,000		
合 計	2,884,801	2,586,278	2,363,087	2,443,499	2,310,857

中央卸売市場事業特別会計の歳入は、平成 13 年度の 2,884,801 千円から平成 17 年度には 2,310,857 千円へと、573,944 千円、パーセントにして 19.9%も減少している。

(表) 中央卸売市場事業特別会計・歳出決算すう勢表

(単位：千円)

歳出	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
中央卸売市場事業費					
南部市場					
人件費	215,127	233,212	191,916	208,472	187,099
委託費	50,626	55,649	61,540	56,902	62,315
施設整備費	45,923	34,166	29,124	53,181	18,938
その他	87,707	82,981	70,791	97,502	91,586
小計	399,383	406,008	353,371	416,057	359,938
北部市場					
人件費	304,105	310,172	278,067	305,116	230,175
委託費	325,169	329,445	323,064	339,924	336,745
施設整備費	83,315	97,385	90,324	40,649	57,800
その他	348,898	317,707	287,161	292,210	287,391
小計	1,061,487	1,054,709	978,616	977,899	912,111
中央卸売市場事業費計	1,460,870	1,460,717	1,331,987	1,393,956	1,272,049
公債費	1,423,931	1,125,561	1,031,100	1,049,543	1,038,808
期首公債発行残高	9,988,035	9,409,016	8,848,527	8,326,524	7,720,760
当期公債発行高	305,000	122,000	30,000	33,000	336,000
当期公債償還高	884,020	682,490	552,004	638,765	1,149,671
期末公債発行残高	9,409,016	8,848,527	8,326,524	7,720,760	6,907,089
利息支払高	367,362	320,029	280,991	248,208	211,782
公債諸費支払高	3,530	1,363	466	511	1,836
合計	2,884,801	2,586,278	2,363,087	2,443,499	2,310,857

中央卸売市場事業特別会計の歳出は、歳入の減少に対応して、人件費や施設整備費等の削減を図ってきた。

特に大きな財務対策は、公債費である。平成13年度（期首）の残高9,988,035千円から平成17年度（期末）には6,907,089千円へと、3,080,946千円、パーセントにして30.8%も減少している。

部門別取扱高のすう勢表は、次の（表）に示したようになっている。いずれの部門も減少している。

（表）部門別取扱高すう勢表

（青果・水産単位：t. 百万円）

（花き単位：千本、千束、千個. 百万円）

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
青果部										
北部	98,505	19,380	90,315	19,608	81,912	17,254	79,219	17,984	82,204	17,189
南部	18,408	3,151	15,663	2,992	18,280	3,355	12,754	2,484	12,433	2,196
合計	116,913	22,531	105,978	22,600	100,192	20,609	91,973	20,468	94,637	19,385
水産物部										
北部	69,522	49,620	67,552	48,799	64,651	44,106	63,540	44,485	60,312	43,282
南部	11,572	8,584	11,583	7,739	11,324	7,391	10,763	7,266	9,625	6,405
合計	81,094	58,204	79,135	56,538	75,975	51,497	74,303	51,751	69,937	49,687
花き部										
北部	48,189	3,484	41,897	3,060	46,309	3,188	43,501	2,966	42,299	2,712
南部	13,817	804	12,304	759	13,521	829	11,732	695	11,795	740
合計	62,006	4,288	54,201	3,819	59,830	4,017	55,233	3,661	54,094	3,452

- （注） 1 数量は、青果・水産 t 未満、花き千本、千束、千個未満を切り捨てて表示している。  
 2 金額は、百万円未満の金額を切り捨てて表示している。

### 第3 監査の結果

#### <競輪事業特別会計>

#### 1 競輪事業の経営（成績）状況のすう勢と健全な運営について

川崎市の競輪事業における5年間の車券売上高（売上）と競輪開催費（原価）との関係は、次の表（2-1）のようになっている。

表（2-1）車券売上高（売上）・競輪開催費（原価）対比すう勢表

（単位：百万円）

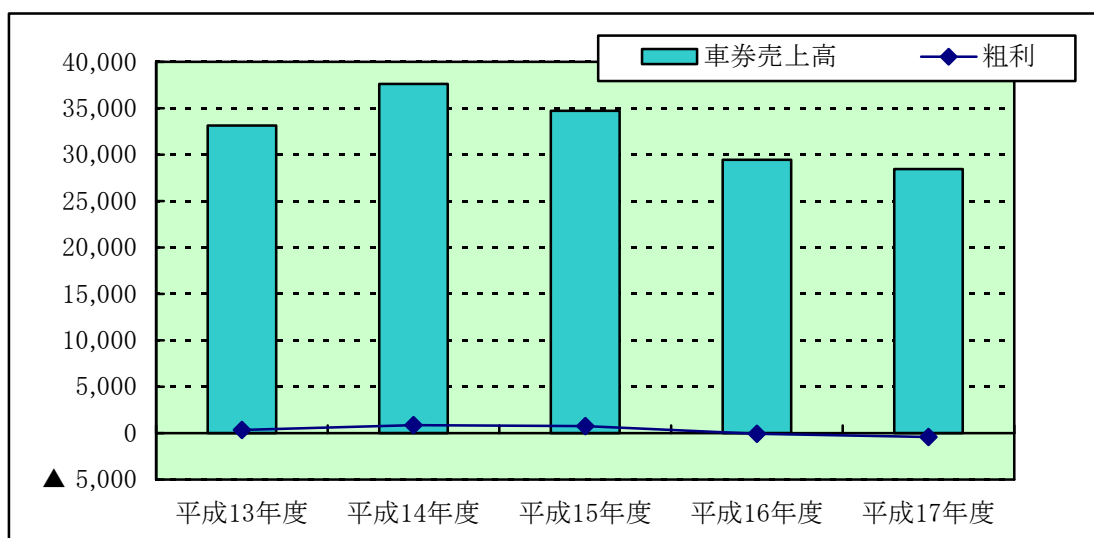
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
車券売上高（A）	33,140	37,621	34,726	29,464	28,445
競輪開催費	32,798	36,741	33,966	29,525	28,858
差額（粗利B）	342	879	761	△61	△413
売上原価率（%） B/A	1.0%	2.3%	2.2%	△0.2%	△1.5%
競輪開催費の主要な内訳					
賃 金	951	906	762	884	1,057
委 託 料	937	1,114	1,544	1,877	1,804
交 付 金	3,323	3,502	2,604	1,943	2,030

車券売上と差額（粗利）とを比較したものをグラフで表すと、次の図表（2-1）のようになる。



図表（2-1）車券売上高（売上）・競輪開催費（原価）比較グラフ

（単位：百万円）



平成13年度に342百万円あった差額（粗利）（対車券売上高比率1.0%）が、平成14年度には879百万（同2.3%）、そして、平成15年度には761百万円（同2.2%）まで高まったものの、平成16年度には61百万円の赤字になり、平成17年度には413百万円（同1.5%）にまでに赤字の額が大きくなっている。

競輪開催費について言及すれば、平成13年度の32,798百万円から、平成17年度には28,858百万円へと3,939百万円（対13年度比12.0%）の削減を行っている。しかし、他方で車券売上高が同時期33,140百万円から28,445百万円へと4,694百万円（同14.2%）の減収となっている。

競輪開催費の減少よりも車券売上高の減収のほうが755百万円（単純な上記の比率の差2.2%）も大きく減収となっていたため、大きな赤字となっているのが現状である。

競輪開催費のうちの主要な内訳として、3つの項目を表（2-1）に掲記しておいた。

交付金は、車券売上高の一部を日本自転車振興会等に対して交付しているものであり、車券売上高に対して比例的な経費である。したがって、車券売上高の減少に応じて減少している。しかし、賃金と委託費が増加している。とくに委託費の増加が大きい。

ただし、従前は交付金で処理してきた南関東自転車競技会交付金（平成17年度分419百万円）を平成15年度から委託費に振り替えているので、交付金が減少し、委託費が増加している。

このような減収現象は構造的なもので、日本全国ほとんどの競輪事業に見られる現象である。川崎競輪だけの単独の努力で収益増大を図っていくには限界があると考えられる。

競輪事業の健全（財務の安全性）な存続を図るためにも日本自転車振興会等に対す

る交付金の支出については、これまでの単純な売上高比例制から収益構造の変化等を反映したものにするなど、負担の軽減を要請していくべきものとする。

平成 13 年 6 月 4 日の日本経済新聞（朝刊）によれば（要約）、平成 11 年度の投票券発売による売上高は、競馬、競輪、競艇、オートレースの 4 事業の合計が 3 兆 6 千億円であって、ピーク時の平成 3 年度に比べ約 2/3 までに落ち込んでいる。

地方公共団体への繰り入れは、売上高同様、平成 3 年度を境に急減しているのが現実である。とくに複数の地方公共団体が持ち回りでレースを開催している競輪の撤退が目立っている。

公営ギャンブルの不振の原因には様々な要因がある。ファン層が中高年に固定化し、時の経過に従って、高齢化していること、若年層の新規の参入が限られていること等のため、客数は、年々、減少している。さらに長期間の景気低迷で 1 回当たりの購入額も減っている。公営ギャンブルの収益を改善するには利用者を増やすしかない。しかし、根本的な対策を打ち出せないでいる。女性客の招待の実施あるいは家族連れによる来場を促すなど社会に開かれた競技としていくことも必要とする。

地方公共団体による競馬、競輪、競艇、オートレースといった公営ギャンブル事業は軒並み厳しい状況に追い込まれている。それが現実である。長引く景気低迷とレジャーの多様化で収益改善の見通しは立たず、かつての高収益事業もレースを開けば開くほど赤字が積み上がる構造になっている。したがって、若手の気を引く競輪のあり方や競輪選手と一般人との交流を図るなどの根本的な改善対策が必要になってきている。

また、売上高に比例して支払っている日本自転車振興会等に対する交付金等の支出についても、相互に協議して競輪事業の存続を求めて発展的に解決していくべき課題であるとする。

意見（2-1）競輪事業の経営（成績）状況のすう勢と健全な運営について

平成 13 年度に 342 百万円あった差額（粗利）（対車券売上高比率 1.0%）が、平成 14 年度には 879 百万（同 2.3%）、そして、平成 15 年度には 761 百万円（同 2.2%）まで高まったものの、平成 16 年度には 61 百万円の赤字になり、平成 17 年度には 413 百万円（同 1.5%）にまでに赤字の額が大きくなっている。

競輪開催費の減少よりも車券売上高の減収のほうが 755 百万円も大きく減収となっていたため、大きな赤字となっているのが現状である。とくに競輪開催費のうちの主要な費用項目としては、日本自転車振興会等に対して行っている交付金等がある。

よって、一方においては、経費の削減策として、日本自転車振興会等に対する交付金等の支出について、これまでの単純な売上高比例制から収益構造の変化等を反映したものにするなど、負担の軽減を要請していくとともに、他方において収益の拡大策として、女性客の招待の実施あるいは家族連れによる来場を促し、社会に開かれた競輪場運営を行うなど経営体質の抜本的な改善を図られたい。

## 2 競輪施設等整備事業基金等の有効な資金運用について

競輪施設等整備事業基金の設置目的は、利用者の安全性を図るため、老朽施設や設備の改善および今後予定される施設整備に要する経費に充てるというものである。

また、競輪事業運営基金の設置目的は、天候不良による開催中止など不測の支出に備える等、競輪事業の円滑な運営と経営安定に資するための資金に充てるというものである。

競輪施設等整備事業基金（残高）等の状況は、次の表（2-2）のようになっている。

表（2-2）競輪施設等整備事業基金等の一覧表

（単位：千円）

	平成 16 年度末	平成 17 年度末	期中平残見込額
競輪施設等整備事業基金	2,903,363	3,507,166	3,205,265
競輪事業運営基金	2,418,234	2,420,937	2,419,585
合計 (A)	5,321,597	5,928,103	5,624,850
	競輪施設等整備事業基金	競輪事業運営基金	合計
運用形態			
有価証券利子	2,417	1,717	4,134
預貯金利子	1,386	986	2,372
合計 (B)	3,803	2,703	6,506
基金運用利回り B/A	—	—	0.12%

（注）決算書と上記の数字は、以下の点で差異がある。

- 1 競輪施設等整備事業基金の平成 16 年度末の数字は、出納整理期間中に積み増した 600,000 千円を除いて表示している。
- 2 競輪施設等整備事業基金の平成 17 年度末の数字は、出納整理期間中に取り崩しを行った 185,010 千円を控除する前の数字で表示している。
- 3 競輪事業運営基金の平成 17 年度末の数字は、出納整理期間中に取り崩しを行った 267,867 千円を控除する前の数字で表示している。

平成 16 年度末と同 17 年度末における運用形態は、次の表（2-3）のようになっている。なお、運用そのものは財政局が行っていて、経済局は一切タッチしていない。

つまり、利回り等運用の効率性、経済性については、管理していないということである。

表（2-3）基金の運用状況一覧表

（単位：百万円）

	平成 16 年度末		平成 17 年度末	
	金額	利回り	金額	利回り
競輪施設等整備事業基金				
外資預金	2,254	0.016%	2,500	0.02%
大口定期			358	0.15%
有価証券				
名古屋市債	500	0.3%	500	0.3%
神奈川県債	149	0.1%	149	0.1%
小 計	2,903		3,507	
競輪事業運営基金				
外資預金			1,000	0.02%
大口定期	1,072	0.11%	74	0.15%
有価証券				
札幌市債	500	0.3%	500	0.3%
横浜市債	498	0.1%	498	0.1%
神奈川県債	349	0.1%	349	0.1%
小 計	2,419		2,421	
合 計	5,322		5,928	

経済局は市債を発行していないので、参考となるべき発行者利回りがないので、昨年の監査報告書において用いた「まちづくり局の発行者利回り」を参考に計算すると、以下のような状況になる。

このふたつの基金の平成 17 年度における運用利回りは 0.12%である。他方、用いた発行者（川崎市）利回りは 1.6%である。これを対比（計算）してみることにした。

$$\begin{array}{rcl}
 5,624,850 \text{ 千円} & \times & 0.12\% & = & 6,750 \text{ 千円} \\
 5,624,850 \text{ 千円} & \times & 1.60\% & = & 89,998 \text{ 千円} \\
 \hline
 & & \text{差 額} & & \triangle 83,248 \text{ 千円}
 \end{array}$$

基金として保有することと運用すること並びに川崎市として資金を調達することは、深い結びつきは存在していないものとされている。しかし、川崎市全体としてみる限り、資金を調達し、また、他方において運用しているという事実がある限り、その有

効性なり、経済性は考慮してしかるべきものとする。

上記の計算（試算）にみられるように、基金を対象にして検討してみたところ平成 17 年度において 83,248 千円の経済的損失があったことになる。

指 摘（2-1）競輪施設等整備事業基金等の有効な資金運用について

競輪事業には、以下の 2 つの基金がある。

- ① 競輪施設等整備事業基金
- ② 競輪事業運営基金

このふたつの基金の平成 17 年度における運用利回りは 0.12%である。他方、用いた発行者（川崎市）利回りは 1.6%である。これを対比（計算）してみると、平成 17 年度において 83,248 千円の経済的損失があったことになる。

よって、昨年度の監査報告書においても触れたところであるが、川崎市全体の観点から検討したより有効でかつ経済性のある資金運用をされたい。

### 3 競輪事業特別会計のより有用な計算書類の作成について

「監査の概要」に掲載したすう勢表を基礎に、競輪事業特別会計の最近 5 年間の歳入歳出を企業会計に準じた様式に組み替えた表を作成してみると、次の表（2-4）のようになっている。

表(2-4) 企業会計型歳入歳出すう勢表

(単位：千円)

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
歳入	入 場 料	105,419	115,235	96,754	79,297	70,486
	車券売上金	33,139,791	37,620,770	34,726,360	29,464,063	28,445,381
	使用料・手数料	412,785	583,819	546,981	498,918	418,202
	諸 収 入	1,113,532	1,403,789	1,284,013	1,418,408	1,130,516
	納 付 金	39,830	32,642	26,212	22,252	21,992
	合 計	34,811,357	39,756,255	36,680,320	31,482,938	30,086,577
歳出	事 務 費	328,500	321,298	273,729	348,187	242,966
	競輪開催費	32,797,615	36,741,279	33,965,659	29,525,118	28,858,078
	整 備 費	1,259,285	781,663	142,253	148,150	948,854
	諸支出金	689,877	743,649	708,916	645,769	633,545
	合 計	35,075,277	38,587,889	35,090,557	30,667,224	30,683,443
資本等変動	(当期利益)	△263,920	1,168,366	1,589,763	815,714	△596,866
	繰越金(前期繰越)	2,129,390	690,666	253,527	164,852	275,154
	(当期未処分利益)	1,865,470	1,859,032	1,843,290	980,566	△321,712
	基金繰入金	639,272	628,696	0	0	452,877
	基金積立金	1,714,076	2,134,201	1,578,438	605,412	6,507
	一般会計繰出金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	繰越金(次期繰越)	690,666	253,527	164,852	275,154	24,658

(注) 組み替えた主な項目

- 1 歳入から①繰越金、②基金繰入金を控除している。
- 2 歳出から①基金積立金、②一般会計繰出金を控除している。

平成 17 年度の損益は、企業会計による記載方式の当期純利益ベースでは約 6 億円の赤字となっている。これは特別観覧席を設けるためのメインスタンド改修工事費約 5 億 5 千万円が整備費に計上されたことが主たる原因である。

ただし、企業会計を導入していれば、資本的支出は資産に計上して、減価償却の対象となるものである。本件は単年度主義による支出であって、それだけ赤字に影響し

ている。

競輪事業特別会計の歳入歳出は収支表として作成されているので、繰越金や基金からの繰り入れないし基金の積み立ての影響を除く、単年度収支の実態が把握しにくい仕組みになっている。繰越金や基金の増減は、企業会計における株主資本等変動計算書に準じて、上記のように二段構えで歳入歳出計算書を作成すれば、どのような財政状態にあるのかわかりやすいことになる。

さらには、貸借対照表を作成し、資本的支出を資産計上し、減価償却することにより、公営企業としての真の採算性が把握できるメリットがある。

総務省の新地方公会計制度研究会では、次のような内容が提案されている。

- ① 発生主義の活用
- ② 複式簿記の考え方の導入
- ③ 基本4表として、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の作成基準モデル

また、先進団体である都道府県等には、3年先を目途に4表の整備を求めている。

このような背景から、地方公営企業に準じた競輪事業特別会計としては率先して、地方公営企業法（昭和27年8月1日 法律第292号）に準じて複式簿記と発生主義会計の導入し、経営管理に活用していくべきであると考えます。

#### 意見(2-2)競輪事業特別会計のより有用な計算書類の作成について

競輪事業特別会計の歳入歳出は収支表として作成されているので、繰越金や基金からの繰り入れないし基金の積み立ての影響を取り除かなければ、単年度収支の実態を把握できない様式になっている。繰越金や基金の増減は、企業会計における株主資本等変動計算書に準じて、複式簿記と発生主義会計を導入した二段構えで歳入歳出計算書を作成すれば、どのような財政状態にあるのかわかりやすいことになる。

さらには、貸借対照表を作成し、資本的支出を資産計上し、減価償却することにより、公営企業としての適正な財政状態と経営成績を示すことが可能となる。

よって、複式簿記と発生主義会計を導入した経営管理目的用の会計数値を作成し、事業運営に有効活用されたい。



#### 4 川崎競輪業務における一部委託の望ましい契約のあり方について

「川崎市自転車競走実施条例」(以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、川崎市は下記業務を委託している。

- ① 競輪広告に関する業務
- ② 競輪番組表等調整に関する業務
- ③ テレドームに関する業務
- ④ 電話情報等補助に関する業務
- ⑤ レース進行等補助に関する業務
- ⑥ ガイダンスコーナー・開催事務所でのファン対応業務

上記①については、以下のような広告等を実施している。

- ア 新聞広告(スポーツ紙、日刊紙、地方紙等への開催告知広告等、スポーツ紙への出走表掲載等)
- イ 業界紙(月刊公営競技、競輪ウィークリー、週間レース、競輪通信等)による月次広告掲載
- ウ 川崎競輪開催日程広告看板(JR川崎駅、京急川崎駅、京急平和島駅および、川崎競輪場に設置)の掲示・管理・メンテナンス等
- エ テレビ広告(テレビ東京「レースガイド」、テレビ神奈川「めざせ!競輪キング」)
- オ ラジオ広告(ニッポン放送「レースガイド」・スポットCM、文化放送「レースガイド」、FMかわさき放送)
- カ 鉄道(JR東海道線・京浜東北線・山手線・中央線、京浜急行)の車内吊広告
- キ バス(川崎市営バス、川崎鶴見臨港バス)の車内吊広告
- ク アゼリアビジョン

②については、記念・特別競輪および普通競輪の開催時の出走表・既定番組表等を作製している。また、③については、川崎競輪の場内実況放送の音声を日本電通株式会社の横浜サービスセンターに集約し、同時放送・録音再生をNTTテレドーム電話回線で行っている。④については、電話投票会員向け情報誌を製作・発送している。

上記①～④の広告宣伝的業務のほかに、⑤レース進行等補助業務として、開門から最終レースまでの間、下記業務を行っている。

- (a) 出場選手紹介時の先導、司会業務
- (b) バンク内で表彰式の司会進行、優勝選手の誘導等
- (c) 選手管理等で行う表彰式の司会進行
- (d) 各レースのレース旗の掲示

- (e) 各レースの選手入・退場時の誘導
- (f) 開門時の来場者出向かえ業務
- (g) 場内イベントの司会業務

なお、⑥のガイダンスコーナー・開催事務所でのファン対応業務とは、競輪全般にわたる初心者ガイダンスおよびファンからの苦情・問い合わせへの対応である。

川崎市は、上記業務を平成 18 年度に、競輪の実施事務を取り扱うことができる「南関東自転車競技会」に委託した。

検車、審判等の所定の実施事務には、毎年、「競技関係事務委託料の算式表」に基づいて、売上高割による委託料（平成 17 年度には 419 百万円）が支払われている。この本来的な実施事務の委託料は、競輪運営上の必要的経費（納付金、負担金あるいは上納金）であるが、この委託のほかに、副次的な広告宣伝等の業務も南関東自転車競技会に委託している。

ところで、「平成 17 年度事務事業別節別決算内訳」における市営競輪開催経費の委託料（一部抜粋）は、次の表（2-5）のとおりである。

表（2-5）平成 17 年度の市営競輪関連委託料一覧表（一部抜粋）

（単位：千円）

名 称	決 算 額
南関東自転車競技会委託料	418,930
ポスター製作等業務委託料	1,441
市営競輪広告宣伝業務委託料	336,993
専門紙特別版製作業務委託料	3,015
競輪場内イベント委託料	24,490

意見（2-3）川崎競輪業務における一部委託の入札・契約の望ましいあり方について

「川崎競輪業務一部委託」は、大きく分けると（ア）川崎競輪の広告・宣伝業務と（イ）川崎競輪開催日の補助業務に分類される。

異なる業務を委託する場合、異なる業種の組織（事業者）に入札させるべきである。異なる業務を一括して委託することは、業者選定上、容易であるかもしれないが、特定化・既得権化する危険性が高いからである。まして、「競輪の実施事務」を委託しなければならない「南関東自転車競技会」に副次的業務（とりわけ広告・宣伝業務）も委託すれば、癒着的委託（あるいは従属的委託）であるとみなされるリスクがある。

よって、（イ）競輪開催日の補助業務（とりわけ初心者ガイダンス、苦情処理）には専門性が要求されるので、「南関東自転車競技会」に委託しても不都合がないとしても、（ア）広告・宣伝業務は特段の専門性が要求されると認められないので、競争性を導入した入札が実施され、競争入札の本来の目的が果たされるよう選定方法を改善されたい。

## 5 民間業者に対する警備委託契約（業務範囲と費用計算）の適切性確保について

川崎競輪開催に伴う警備業務は、民間業者に委託されている。過去5年間の業務内容と委託料は、次の表(2-6)のとおりである。

表(2-6) 警備業務委託料のすう勢表

(単位：千円)

年 度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
勤務時間内業務	130,256	101,464	79,256	73,400	71,679
勤務時間外業務	1,379	1,253	847	855	861
特殊業務	850	1,103	882	985	1,039
合 計	132,485	103,820	80,985	75,240	73,579

これまで当該業務に関する入札は、7社程度が参加する指名競争入札により行われており、見積書を提出させている。現状、通常の警備時間は9時00分から17時00分としている。その場合の1日当たりの費用を入札書として提出させ、最も低い入札価格を提示した業者を、落札者として決定している。いわゆる最低価格制度を採用している。

ところが、実際に業務を遂行する場合には、時間外勤務や、現金輸送等の特殊勤務が発生する。手続き上、残業時間の単価や特殊勤務手当単価（現金輸送等）が業者から明らかになるのは、契約時になってからである。つまり、一年間の警備業務全体に対する予定費用は、契約時に初めて、かつ、上記のように落札者が決ってから初めて明らかになる。そして、現在の取り扱いは、上記落札者と、そのまま契約している。しかも、先方からの言い値を受け入れている。したがって、このような契約では最低価格制度を採用しても、上限の抑制力が機能していないことになる。

この契約手続きでは、一年間の警備業務総額で見た場合、二番札以降の業者の方に委託した方が実際は安かった、という可能性を排除できない仕組みになっている。

入札時に、残業や特殊勤務も含めた年間の業務全体の費用見積書の提出を求め、年間の全体費用において最低価格を提示した業者を、落札者として決定できる仕組みが、合理的かつ妥当性あるものとする。

意見（2-4）民間業者に対する警備委託契約（業務範囲と費用計算）の適切性確保について

川崎競輪開催に伴う警備業務は、民間業者に委託されている。これまで当該業務に関する入札は、指名競争入札により行われており、見積書を提出させている。現状、通常の警備時間は9時00分から17時00分であり、その場合の1日当たりの費用を入札書として提出させ、最も低い入札価格を提示した業者を、落札者として決定している。

現在の手続き上、残業時間の単価や特殊勤務手当単価（現金輸送等）が業者から明らかになるのは、契約時になってからであり、一年間の警備業務全体に対する予定費用は、その際初めて明らかになる。そして、上記落札者と、そのまま言い値で契約している。この契約手続きでは、一年間の警備業務総額で見た場合、二番札以降の業者の方に委託した方が実際は安かった、という可能性を排除できない仕組みである。

よって、入札時に、残業や特殊勤務も含めた年間の業務全体の費用見積の提出を求め、年間の全体費用において最低価格を提示した業者を、落札者として決定できる仕組みを構築されたい。

<中央卸売市場事業特別会計>

1 中央卸売市場南部市場の経営改善と将来の方向性について

南部市場の過去5年間における使用料等の歳入額と一般会計からの繰入金等の関係は、次の表(2-7)のようになっている。

表(2-7) 南部市場の経営状況総括表

(単位：千円)

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	合計
使用料等(A)	181,648	168,914	171,437	175,091	168,196	865,286
事業費	399,383	406,008	353,371	416,057	359,938	1,934,757
差引事業損益(B)	△217,735	△237,094	△181,934	△240,966	△191,742	△1,069,471
B/A(%)	△119.9%	△140.4%	△106.1%	△137.6%	△114.0%	△123.6%
繰入金(C)	253,515	272,685	207,388	326,528	234,680	1,294,796
C/A(%)	139.6%	161.4%	121.0%	186.5%	139.5%	149.6%
人件費(D)	215,127	233,212	191,916	208,472	187,099	1,035,826
D/A(%)	118.4%	138.1%	111.9%	119.1%	111.2%	119.7%

南部市場は、平成17年度までの5年間(合計額)で、売上高に相当する使用料および手数料や、市場内業者から回収した電気料金などの立て替え分を合計した歳入額865,286千円に対し、事業費である歳出額は2倍以上の1,934,757千円になっているため、差引事業損益は1,069,471千円の赤字となっている。

そのため、一般会計からの繰入金を1,294,796千円も拠出している。この繰入金の額は、使用料等歳入額に対して1.5倍の大きさである。赤字の中心は、ひとつに売上高そのものが小さいことが問題であるとしても、使用料等歳入額に対する人件費の割り合いが高いことが大きな問題になっている。現実には、5年間の人件費総額は1,035,826千円にも達していて、使用料等歳入額の1.2倍に相当している。

以上にみられるように、南部市場が川崎市民に対して「よい食材を提供するという意義は重要である」としても、全体として市場の取扱規模が縮小傾向にあり、将来において改善できる可能性が小さいなかで、これまでのように多額の資金を将来に向かって継続して投資(拠出)していくべきかどうか、十分に検討すべきである。

現実の解決策としては、この赤字の大きさと将来の改善見込みが低いことから、川崎市としては北部市場に統合することによって北部市場の活性化が図られるため、統合も一つの選択肢であった。

しかし、現在、川崎市は以下のような経過を経て地方卸売市場として存続していく道を選択して、経営改善に取り組んでいくことにしている。

農林水産省が、平成 16 年 10 月、「第 8 次卸売市場整備基本方針」を公表し、「再編基準により南部市場を、再編すべき中央卸売市場として位置付けた」ことを受けて、川崎市は、平成 16 年 12 月、川崎市中央卸売市場開設運営協議会に対して「川崎市中央卸売市場南部市場の今後のあり方」について諮問した。

そして、同協議会は、平成 18 年 2 月 8 日、公設・公営の地方卸売市場への転換を主体とする「川崎市中央卸売市場南部市場の今後のあり方」に関する答申書を川崎市長に提出している。これを受けて、川崎市は「南部市場の存続を基調とする地方卸売市場への転換を選択」するにいたった。

現在は、この答申に沿って平成 19 年 4 月から地方卸売市場として再スタートを切るべく準備を進めているということであるが、単に中央から地方に看板を付け替えたのみでは意味がない。地方市場化を契機に歳入面においては使用料等の見直しを図り、歳出面においては取扱高に見合った施設規模の見直しおよび再配置、人件費を含む経費の削減などを進め、経営改善を図ることが重要と考える。

また、毎年度、特別会計の収支状況を分析・検討して行くことが重要であるが、とくに使用料等の歳入額よりも相当程度高い事業費を必要としている現状が「どの程度改善（マイナスの収支差額の圧縮）されるのか」ということが肝要であると考ええる。赤字幅が大きいまま、いつまでも税金（財政支出）を投じていくことの合理性が問われてくるからである。

しばらくの間は、公設・公営の地方卸売市場として運営していくものとしても、5 年程度の期間を見て、大きな改善（マイナスの収支差額の圧縮）が見込まれないときには①「北部市場に統合する」なり、②「公設・民営の地方卸売市場」としての運営、あるいは、③「指定管理者制度の導入」による民間委託等を検討すべきであると考ええる。

意見（2-5）中央卸売市場南部市場の経営改善と将来の方向性について

南部市場は、平成 17 年度までの 5 年間（合計額）で、使用料等の歳入額が 865,286 千円で、事業費が 1,934,757 千円になっているため、差引事業損益は 1,069,471 千円の赤字となっている。

南部市場が川崎市民に対して「よい食材を提供するという意義は重要である」としても、これ程までの多額の資金を将来に向かって継続して投資（拠出）していくべきではないと考える。

農林水産省が、平成 16 年 10 月、「第 8 次卸売市場整備基本方針」を公表し、「再編基準により南部市場を、再編すべき中央卸売市場として位置付けた」ことを受けて、川崎市中央卸売市場開設運営協議会は、平成 18 年 2 月 8 日、公設・公営の地方卸売市場への転換を主体とする「川崎市中央卸売市場南部市場の今後のあり方」に関する答申書を川崎市長に提出している。これを受けて、川崎市は「南部市場の存続を基調とする地方卸売市場への転換を選択」するにいたった。

よって、しばらくの間は、公設・公営の地方卸売市場として運営していくものとしても、5 年程度の期間を見て、大きな改善（マイナスの収支差額の圧縮）が見込まれないときには①「北部市場に統合する」なり、②「公設・民営の地方卸売市場」としての運営、あるいは、③「指定管理者制度の導入」による民間委託等を検討されたい。



2 中央卸売市場北部市場における「設備保守管理業務」その他の委託契約等に関連した適切な措置について

中央卸売市場北部市場における「設備保守管理業務」その他の委託契約の状況は、次の表（2-8）、表（2-9）および表（2-10）のようになっている。

表（2-8）北部市場における設備保守管理業務の委託契約一覧表

（単位：千円）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
落札比率 (%)	100%	99.98%	99.97%	99.71%	99.89%
入札業者数	5 社	5 社	7 社	5 社	5 社
落札業者名	A 社	A 社	A 社	A 社	A 社

（注）落札比率とは落札価格を予定価格で除したものである。

表（2-9）北部市場における保安警備業務の委託契約一覧表

（単位：千円）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
落札比率 (%)	100%	99.88%	99.17%	100%	99.83%
入札業者数	6 社	6 社	10 社	10 社	10 社
落札業者名	B 社	B 社	B 社	B 社	B 社

（注）落札比率とは落札価格を予定価格で除したものである。

表（2-10）北部市場における植栽地管理業務の委託契約一覧表

（単位：千円）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
落札比率 (%)	96.67%	100%	95.07%	100%	99.94%
入札業者数	5 社	5 社	5 社	5 社	5 社
落札業者名	C 社	C 社	C 社	C 社	C 社

（注）落札比率とは落札価格を予定価格で除したものである。

上記の表（2-8）、表（2-9）および表（2-10）にみられるように、5年間、落札比率は100%もしくはほぼ100%であり、また、落札業者はいずれもA社、B社およびC社であった。たとえば、設備保守管理業務入札においてはA社以外は全て、予定価格以上の金額を提示（複数回の入札を含む）している。

昨年、社会保険庁並びに国土交通省関係また、平成18年度になって、福島県や和歌山県の官製談合が大きな問題にされている。このように、施設、橋梁等の契約にお

いて談合問題が発生して、国民一般に大きな波紋を投じた事件等が広く知れ渡っている。とくに、その折、落札比率の高さが問題にされた。

上記の 3 表の事実から直ちに談合があったと判断することはできないとしても、市民の税金を財源に実施している行政には、透明性、入札の競争性等が求められているものとする。したがって、5 年間のすべてにわたって落札比率が 100%もしくは 100%相当であること並びに 1 社を除き全て予定価格以上の金額を提示しているような入札の実態（とくに設備保守管理業務のケース）は、改善すべき点があるものとする。

#### 意見（2-6）中央卸売市場北部市場における「設備保守管理業務」その他の委託契約等に関連した適切な措置について

中央卸売市場北部市場における「設備保守管理業務」その他の委託契約の状況は、5 年間、落札比率は 100%もしくはほぼ 100%であり、また、落札業者は 3 つの案件（業務委託契約）で、各々において、いずれも同一の業者が落札している。

市民の税金を財源に実施している行政には、透明性、入札の競争性等が求められているものとする。

よって、公正な競争入札が実施され、競争入札本来の目的が果たされるよう業者選定等について改善されたい。

### 3 施設使用料等に関連した滞納金の適切な管理等について

川崎市中央卸売市場北部市場における施設利用料等の滞納金は、平成 18 年 7 月 31 日現在、以下の 1 件があるのみである。

相手先	金額	発生年月
有限会社 Y 社	142,003 円	平成 18 年 4 月分
同上	146,686 円	同 6 月分
合計	288,689 円	

上記 4 月分と 6 月分は、先方の銀行預金残高が不足しているため自動引落しができなかったものである。5 月分は自動引落しできたため滞納金は発生していない。本件事項について以下の問題点がある。

#### ① 請求の適切性について

上記 4 月分については、5 月 15 日に請求（督促通知状の発送）を行っている。発送は 1 回限りである。そのため、6 月、7 月にいたって支払いがない場合でも、改めて発送することはしていない。

未回収の場合、原則として延滞金が毎日変わる（金額が増額する）ため、毎月、締めを行って発送すべきものとする。

#### ② 回収手続き（消し込み事務）について

上記のように自動引落制度を採用しているため、当該月（引落しが行われた時点の施設利用料等）のものに限って、回収したものとしている。

このように、ごくわずかな月に限って滞納している場合はよいとして、これが数ヶ月にわたって滞納している場合には、問題が発生してくる。原則として古いものから回収したものとして処理すべきものとする。

#### ③ 滞納金の回収処理について

施設使用料等のなかには、使用料と納付金があり、使用料については延滞金を課すことにしているが、納付金（電気料等）については、延滞金を課さないことにしている。

そのため、長期にわたって滞納金が発生した場合、使用料に限ってあるいは使用料から支払ってくることも考えられるため、使用料と納付金の区別なく、古いものから、順次、回収手続きを行うべきものとする。なお、現時点で該当するものはないため、同様のことが発生している場合の手続きについて触れておくものとする。

#### ④ 請求権の長期的確保について

請求権が時効によって消滅しないためにも、継続的な請求並びに時効の中断が

生かされる手続きも検討し、かつ、実施していくことが必要と考える。

意見（2-7）施設使用料等に関連した滞納金の適切な管理等について

北部市場における施設利用料等の滞納金は、平成18年7月31日現在、1件があるのみである。

4月分と6月分は、先方の銀行預金残高が不足しているため自動引落しができなかったものである。5月分は自動引落しできたため滞納金は発生していない。

4月分については、5月15日に請求（督促通知状の発送）を行っている。発送は1回限りである。

未回収の場合、原則として延滞金が毎日変わる（金額が増額する）ために、毎月、月末に締める必要がある。

よって、毎月、請求書を発送するように改善されたい。

#### 4 青果市場における温度管理による品質保持の必要性について

最近は、消費者による「食」に対する姿勢が、大きく変わってきた。とくに若い人は「水道水を飲まない」（平成 18 年 8 月 11 日 日本経済新聞・朝刊）という。このようなことを含めて、食材に対して、非常に敏感になってきている。

ところで、日本経済新聞（平成 18 年 5 月 27 日 朝刊）には「場外業者台頭に危機感—温度管理で鮮度競争」という題目で、以下のような記事（要約）が記載されていた。これなども、消費者の意識改革への対応である。

青果の売り場および荷さばき場の温度を下げたり、商品を低温保管できる設備を導入する卸売市場が首都圏で増えてきたことを報じている。それは、旧態依然とした市場の設備では、取引先および消費者に見放されてしまうからである。そして、現実にそのような事態が発生している。

民間が経営する〇〇青果市場（埼玉県熊谷市）は、平成 17 年 6 月、敷地内に低温青果センターを開業させて、これらの要望に対応している。常温では野菜の傷みがはやく、新鮮な青果を期待している消費者の高い要求に応えられないからである。

収穫後に産地の冷蔵庫で冷やされた生鮮野菜が、保冷車で到着しても、卸売市場の売り場および荷さばき場で常温にさらされている。このような食材の扱いでは、これからの生鮮市場としては市場機能として劣化していくのみであり、他の市場との競争上、優先性を保てないことになる。

千葉市の中央卸売市場では、青果売り場に温度管理用の仕切りを設けたのは 6 年前であったが、旧式化していて、他の市場に最新鋭の設備が続々と現れて、いまでは競争力を低下させている。

また、横浜市南部市場には、平成 18 年 3 月、冷凍、冷蔵、常温の 3 つの温度帯を同時に管理する「横浜フレッシュセンター」が開業した。

さらに、青果で日本最大の東京・大田市場では、〇〇青果（東京都・大田区）が、競争上の優位性を高めるため、保冷機能の整った荷さばき施設を同社の資金で建設する計画を立てている。大手の量販店（チェーン・ストア）向けへの対応である。

このようにして卸売市場に変革を迫ったのは、物流革新を掲げる市場外の業者である。たとえば、大手商社が出資する青果販売会社は、内外の産地で買い付けた青果を全国の量販店に低温管理した物流網で送り届けるシステムを構築している。平成 10 年の創業からわずか 8 年で、サービスセンターを整備して、現在では、取扱高は 1 千億円規模にまで増加させている。

川崎市北部市場には、低温施設があるにしても小規模で十分な広さを持つ施設になっていない。青果は通常、前日の夕方から当日の朝方に入荷され、セリ売り後、買主が荷さばきするまで場内に置かれている。原則は、すみやかに運び出すことになっているが、時には夕方まで置かれていることが多いため、このようなケースでは、ほぼ

1 日中常温のまま置かれていることになる。収穫後から市場まで低温で運ばれてきて、ものによっては1日常温の状態で置かれていることがある。そのため、たとえ、スーパー（量販店）等が低温で店頭に並べられても、品質は劣化しやすい。

最近、消費者の食の「安全・安心・美味しさ」に対する関心が高まってきている。北部市場でも、他の市場との競争に勝つこと並びに消費者の関心に応えられるように、低温施設の設置等を考慮した有効な市場の運営が必要になってきていると考える。

意見（2-8）青果市場における温度管理による品質保持の必要性について

最近、消費者による「食」に対する姿勢が、大きく変わってきた。

青果の売り場および荷さばき場の温度を下げたり、商品を低温保管できる設備を導入する卸売市場が首都圏で増えてきた。新鮮な青果を消費者に届けるためである。

川崎市北部市場には、低温施設があるにしても小規模で十分な広さを持つ施設になっていない。時には、ほぼ1日中常温のまま置かれていることもある。

消費者の食の「安全・安心・美味しさ」に対する関心が高まってきている。

よって、北部市場でも、他の市場との競争に勝つこと並びに消費者の関心（期待）に応えられるように、低温施設の設置等を検討されたい。

## 5 北部市場の軽易工事における透明性のある請負契約の締結について

北部市場において、契約金額が10万円を超え100万円以下の軽易工事については、見積り合わせによる契約方法を実施している。

軽易工事についての業者選定については、2者以上の業者を選定することが定められているが、平成16年度においては、全てが2者選定（最低限の基準による選定）により実施されていた。

その際、見積り合わせの段階で100万円を超えた見積書を出してくる業者も見受けられた。見積り合わせの契約方法は100万円以下の工事に限られることを業者も十分に熟知しているにもかかわらず、あえて100万円を超えて見積りを出してくるのは、工事請負を辞退していると推測できる。

平成17年度は、見積り合わせによる軽易工事の契約数50件のうち3業者を選定しているケースが22件で、その限りでは改善が見られるが、引き続き3者以上の業者を選定することによって、①公正で競争性があり、②実効性のある見積り合わせを実施したうえで、契約を締結することができるようにすべきであると考えられる。

また、工事の具体的な指示は、業者に対する現場での指示のみで見積りのための特定の仕様書等（たとえば、川崎市の指定様式）は、特に作成していない。そのうえ、工事依頼書等の記録をとっていないのが現状である。

それにもかかわらず、ほとんどの工事の見積りにおいて選定2者の見積書の内容が一字一句同じで、金額のみがわずかに違うという現状が確認できた。ある契約においては、1者の見積書フォームとまったく同じものを、他の1者も使用しているケースが見受けられた。

公正な業務遂行のためにも業者に対する工事の指示については、工事依頼書等の記録を作成すべきである。また、業者選定に当たっては、近場の業者および慣れた業者を選定する傾向が見受けられるが、競争性を取り入れた契約方法を検討すべきである。

平成17年度において、北部市場の見積り合わせによる軽易工事の契約数は50件であったが、そのうち契約件数が多かった業者は、次の表（2-11）のようになっている。

表（2-11）平成17年度における軽易工事の契約状況一覧表

	契約件数	全体に占める割合
A社	11件	22%
B社	10件	20%
C社	7件	14%
D社	5件	10%
合計	33件	66%

工事の内容にもよるが、年間 50 件（特命随意契約を除く）ある契約のうち実に 66% もの軽易工事が 4 業者に占められている状況からみて、必ずしも公正性、競争性のある業者選定が行われているとはいえないと判断される。

#### 意見（2-9）北部市場における軽易工事の透明性ある請負契約の締結について

北部市場における軽易工事の具体的な指示は、業者に対する現場での指示のみで見積りのための特定の仕様書等（たとえば、川崎市の指定様式）は、特に設けていない。その上、工事依頼書等の記録をとっていないのが現状である。

それにもかかわらず、ほとんどの工事の見積りにおいて選定 2 者の見積書の内容が一字一句同じで、金額のみがわずかに違うという現状が確認できた。ある契約においては、1 者の見積書フォームとまったく同じものを、他の 1 者も使用しているケースが見受けられた。

よって、公正な業務遂行のためにも川崎市の指定様式を作成して利用させるなど、透明性と競争性が確保できる仕組みを構築されたい。

また、業者選定に当たっては、近場の業者および慣れた業者を選定する傾向が見受けられるが、競争性を取り入れた契約方法を検討されたい。



## 6 仲卸業者の事業（会社経営）の活性化に向けた取り組み等について

### (1) 中央卸売市場の概況について

卸売市場法（昭和 46 年 4 月 3 日 法律第 35 号）は、その第 1 条に目的（要約）を掲げ「卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする」と定めている。

卸売市場法では、農林水産大臣は、概ね 5 年ごとに、卸売市場整備基本方針および中央卸売市場整備計画を策定・公表し、これに基づき中央卸売市場等の整備を推進することとされており、第 8 次卸売市場整備基本方針では「卸売市場については、我が国の食文化、生活文化を支える基幹的流通機構という役割を果たし、生鮮食料品等の安定供給に貢献することができるよう、整備およびその運営を行うものとする。」としている。

このように市は、中央卸売市場を整備していくことにしているのであるが、手足となって動くのは仲卸業者等の市場取引関係者である。しかし、現在、市場外取引が増大していることもあって、全国的に市場取引（市場機能）が縮小傾向にある。その余波は、仲卸業者等の経営（事業成績）に顕著にあらわれている。その現実（実状）をみていくことにする。

日本全国における中央卸売市場卸売業者の取扱金額は、次の表（2-12）にみられるように減少している。

表（2-12）中央卸売市場卸売業者の取扱金額一覧表

（単位：億円）

年度 \ 区分	青果	水産物	花き	合計
平成4年度	26,721	33,100	1,069	60,890
平成7年度	26,249	30,046	1,396	57,691
平成10年度	27,143	29,292	1,562	57,997
平成13年度	21,565	25,869	1,556	48,990
平成16年度	21,800	22,735	1,553	46,088
差額	△4,921	△10,365	484	△14,802
%	△18.4%	△31.3%	45.3%	△24.3%

（注）1 （資料）農林水産省総合食料局流通課調べ

2 上記資料から食肉と加工食料品を除いて作成している。

3 上記資料から3年おきに転記して作成している。

4 差額は対平成4年度との差額である。

5 %は平成4年度との差額の対平成4年度との比較である。

青果は12年間で4,921億円（18.4%）も減少している。また、水産物も同じ時期に10,365億円、率にして31.3%と大きく取扱金額を下げている。

人口が大きく減少しているわけでもないのに、このように大きく下げているのは、市場運営並びに仲卸業者の事業経営として大きな経営上の問題である。

つぎに、中央卸売市場仲卸業者数の推移をみていくことにする。その推移は次の表（2-13）のようになっている。

表（2-13）中央卸売市場仲卸業者数の推移表

（単位：社数）

年度 区分	平成4年度	平成7年度	平成10年度	平成13年度	平成16年度
青果	2,516	2,440	2,309	2,168	1,978
水産物	3,694	3,558	3,398	3,215	2,889
花き	66	93	100	105	104
合計	6,276	6,091	5,807	5,488	4,971

- （注）1 （資料）農林水産省総合食料局流通課調べ  
 2 各年度末現在の業者数である（許可ベース）。  
 3 1の資料から食肉とその他を除いて作成している。  
 4 1の資料から①業者当たり仕入金額、②パーセンテージを除いて作成している。

花きを除き比較的大きく減少していることが分かる。

中央卸売市場仲卸業者数の仕入高についての規模（取引高）別の状況をみていくことにする。仕入高規模別内訳は、次の表（2-14）のようになっている。

表（2-14）中央卸売市場仲卸業者数の仕入高規模別内訳表（平成16年度）

（単位：社数）

年度 区分	経営形態別業者数		1億円	1～5億円	5～10億円	10～30億	30億円
	総数	うち法人	未満	未満	未満	円未満	以上
青果	1,931	1,795	286	748	383	397	117
水産物	2,808	2,539	761	1,267	371	326	83
花き	102	101	12	61	18	10	1

- （注）1 （資料）農林水産省総合食料局流通課調べ  
 2 年度を通じた調査のため、業者数には年度途中で廃業または参入した業者を含んでいない。  
 3 1業者当たり取扱金額は、卸売業者および直荷引きでの仕入金額によっている。  
 4 1の資料から①食肉、②業者当たり仕入金額、③パーセンテージを除いて作成している。

取引金額が5億円未満の業者が青果では53.5%、水産物では72.2%、花きでは71.6%と大半を占めている。このゾーンに属する業者の平均的な取引金額を、仮に2億円から3億円とし、また、粗利益率（売上高総利益率）を10%から15%（後述の川崎市

のケースを参照のこと)としたならば、粗利益が最小 20 百万円から最大 45 百万円に  
 しかない。したがって経営規模が比較的小さいといえよう。

市場経営の健全化のためには、個々の事業者の「経営の安定と健全な事業運営」が  
 求められている。しかし、このように実態は小規模事業者が大半を占めている仲卸業  
 者としては改善をしていくことが困難であるといえる。

## (2) 川崎市の北部市場の概況について

全国的に市場規模が縮小傾向にあり、川崎市北部市場においても同一の傾向がみら  
 れる。市場全体の取扱量が減少していく一方、他方において水産および青果等の取引  
 価格が低下しているため、卸売市場としての総取扱金額が減少している。

平成 16 年度の法人 1 社当たりの平均売上高は 774 百万円であったが、一部の大手  
 の取扱高が大きいことを考えると多数の小規模事業者が存在していることを意味して  
 いる。

表 (2-15) 北部市場仲卸業者数の推移表

(単位：社数)

区分	年度	平成 4 年度	平成 7 年度	平成 10 年度	平成 13 年度	平成 16 年度
	青 果		26	25	23	20
水 産 物		80	77	74	67	61
花 き		2	2	2	2	2
合 計		108	104	99	89	83

(注) (資料)「食糧経済年鑑」に基づいている。

表 (2-16) 北部市場仲卸業者数の仕入高規模別内訳表 (平成 16 年度)

(単位：社数)

区分	経営形態別業者数		1 億円	1~5 億円	5~10 億円	10~30 億円	30 億円
	総 数	うち法人	未 満	未 満	未 満	未 満	以 上
青 果	20	20	1	7	4	7	1
水 産 物	61	61	2	32	17	7	3
花 き	2	2			2		

(注) (資料)「平成 16 年度仲卸業者営業報告書」に基づいている。

(3) 北部市場の青果部仲卸業者の経営状況について

北部市場に登録している青果部仲卸業者 20 社の経営分析（平成 16 年度）を行うと以下のようになっている。

なお、以下の全国平均の数値は、平成 16 年「仲卸業者および売買参加者経営状況等報告結果(農林水産省総合食料局流通課)」によっている。

① 収益性分析

まず、収益性からみていくことにする。

表（2-17）青果部仲卸業者経営分析集計表

(単位：社)

	売上 総利益率	売上高営業 利益率	売上高経常 利益率	人件費 比率	販売管理 比率
△2%以上		1			
△1～△2%未満			1		
0～△1%未満		10	3		
0～1%未満		6	10	2	
1～2%未満		1	4		
2～5%未満		2 (A)	2 (A)		
5～10%未満	5			15	3
10～15%未満	10			1	12
15～20%未満	3			2	3
20～25%未満					1
25%以上	2			1	

(注) (A)は2%以上である。

売上高総利益率の全国平均が 13.02%で、北部市場は 13.78%であるから全国平均より高く、その差は+0.76%となっている。しかし、販売管理費比率でいえば全国平均が 13.52%であるのに対して、北部市場は 13.74%（費用高）であるから、差は「費用高」△0.22%となっている。その結果、上記の差は+0.54%に縮っていることになる。いずれにしても、北部市場の青果部の収益性の大きな指標である以下の数値は、小さい（低い）数値となっている。

売上高総利益率	13.78%
販売管理費比率	13.74%
差（売上営業利益率）	0.04%

この差 0.04%が売上高営業利益率となる（全国平均は 0.50%の赤字になっている）。基本的には、この 0.04%が利益の源泉にしかならないため、企業経営は苦しいといえる。これはあくまでも平均値であるから、平均値以下の業者はきわめて厳しい経営を強いられていることになる。

## ② 生産性

ここでは従業員 1 人当たりの生産性をみることにする。

表（2-18）青果部仲卸業者経営分析比較表

（単位：千円）

	売上高	総利益	営業利益	人件費
全国平均	66,501	7,511	△107	4,935
北部市場平均	67,113	8,153	△ 19	4,463
差 額	612	642	88	(A) △472
%	100.92%	108.54%	17.75%	90.43%
北部市場 平均以上社数	9	5	9	7
北部市場 平均水準社数	5	6	7	4
北部市場 平均以下社数	6	9	4	9

（注）1 %は全国平均に対する「北部市場平均」の比率である。

2 (A) この△は費用（小さいこと）であり、利益に対しては+に影響する。

従業員 1 人当たりの売上高と売上高総利益は全国平均よりも北部市場のほうが高い数値を確保している。その影響もあって、従業員 1 人当たりの営業利益は赤字であるとしても、全国平均よりもよい（小さい赤字）ところにある。

従業員 1 人当たり人件費は 4,463 千円で、全国水準の 4,935 千円よりも低い水準となっている。しかし、全国水準の人件費を支払っていたら、従業員 1 人当たりの営業利益は全国水準よりも悪化していることになる。

つまり、北部市場は低い人件費水準をもってどうにか営業利益が収支トントンの状態（△19千円）を維持しているということがいえる。

青果部仲卸業者の売上高規模別割合は、売上高 10 億円以上の上位 8 社（業者）が 171 億円（79%）の売上高を達成している。他方、売上高 5 億円未満の下位 8 社（業者）は売上高の 22 億円（10%）を達成しているにすぎない。全国平均の売上高が 1,180 百万円であるのに対して、北部市場の平均売上高は 1,088 百万円であり、その差は 92 百万円（△7.80%）となっている。

(4) 北部市場の水産物部仲卸業者の経営状況について

北部市場に登録している水産物部仲卸業者 61 社の経営分析（平成 16 年度）を行うと以下のようになっている。

① 収益性分析

まず、収益性からみていくことにする。

表（2-19）水産物部仲卸業者経営分析集計表

（単位：社数）

	売上 総利益率	売上高営業 利益率	売上高経常 利益率	人件費 比率	販売管理 比率
△2%以上		5	4		
△1～△2%未満		7	6		
0～△1%未満		15	19		
0～1%未満		21	24	5	1
1～2%未満		8	5		
2～5%未満		5 (A)	3 (A)	33	7
5～10%未満	5				
10～15%未満	26				
15～20%未満	21			2	24
20～25%未満	5			2	3
25%以上	4	3			

（注）（A）は 2%以上である。

売上高総利益率の全国平均が 15.19%で、北部市場は 15.56%であるから全国平均より高く、その差は+0.37%となっている。しかも、販売管理費比率では全国平均が 15.68%であるのに対して、北部市場は 15.45%（費用安）であるから、差は「費用安」+0.23%となっている。その結果、上記の差は+0.60%と拡大していることになる。いずれにしても、北部市場の水産物部の収益性の大きな指標は、以下のようになっている。

売上高総利益率	15.56%
販売管理費比率	15.45%
差（売上営業利益率）	0.11%

この差 0.11%が売上高営業利益率となる（全国平均は 0.49%の赤字になっている）。基本的には、この 0.11%が利益の源泉にしかならないため、企業経営は苦しいといえる。これはあくまでも平均値であるから、平均値以下の業者はきわめて大変な経営を強いられていることになる。

## ② 生産性

ここでは従業員 1 人当たりの生産性をみることにする。

表（2-20）水産物部仲卸業者経営分析比較表

（単位：千円）

	売上高	総利益	営業利益	人件費
全国平均	62,630	8,321	△10	5,096
北部市場平均	56,515	7,801	35	4,425
差額	△6,115	△520	45	△671
%	90.23%	93.75%	△350%	86.83%
北部市場 平均以上社数	14	12	12	19
北部市場 平均水準社数	15	15	22	11
北部市場 平均以下社数	32	34	27	31

（注） %は全国平均に対する「北部市場平均」の比率である。

従業員 1 人当たりの売上高（62,630 千円に対して 56,515 千円）および売上高総利



益（8,321 千円に対して 7,801 千円）は、全国平均よりも北部市場のほうがはるかに小さい。従業員 1 人当たり人件費は 4,425 千円で、全国水準の 5,096 千円よりも低い水準（その差 671 千円）であるため、全国平均では営業利益が赤字になっているのに対して北部市場は営業利益が出ている。

このように、全国水準の人件費よりも安い給与を支払っていることは、首都圏に近い市場をかかえている川崎市北部市場（仲卸業者）としては、人材の育成や後継者の確保等において課題となっている。

水産物部仲卸業者の売上高規模別割合は、売上高 10 億円以上の上位 10 社（業者）が 206 億円（50.0%）の売上高を達成している。他方、売上高 3 億円未満の下位 24 社（業者）は売上高の 44 億円（21.7%）を達成しているにすぎない。

青果部全 20 社のうち上位 8 社（40.0%）が、10 億円以上の売上高を達成しているのに対して、水産物部全 61 社うち上位 10 社（16.4%）が、10 億円以上の売上高を達成しているにすぎないことから、水産物部所属の仲卸業者は相対的に大規模的企業が少数である。

青果部全 20 社のうち売上高 5 億円未満の下位業者は 8 社であり、売上高 3 億円未満になると 4 社（20.0%）になる。他方、水産物部では、全 61 社のうち売上高 5 億円未満の下位業者は 34 社（55.6%）もあり、売上高 3 億円未満でも 24 社（39.32%）が営業している。したがって、水産物部所属の仲卸業者は相対的に小規模的企業が多数である。

#### (4) 資金繰りの悪化の傾向

平成 16 年「仲卸業者および売買参加者経営状況等報告結果(農林水産省総合食料局流通課)」によると売掛債権回転日数と買掛債務回転日数等の関係は、次のようになっている。

ただし、北部は北部市場の平均であり、全国は全国の平均である。

①青果部仲卸業者	ア	北部・売掛債権回転日数＝16.08 日
	イ	全国・売掛債権回転日数＝25.43 日
	ウ	北部・買掛債務回転日数＝15.12 日
	エ	全国・買掛債務回転日数＝ 9.48 日

全国平均の売掛債権回転日数が 25.43 日であって、同買掛債務回転日数が 9.48 日であるということは、仲卸をして代金を回収するのに 25 日を要するのに対して、代金の支払いは 9 日間で済ませているということであり、資金収支に計算上 16 日間のタイムラグ（資金の立替期間）が発生していることになる。

他方、川崎市北部市場では売掛債権回転日数は 16.08 日であって、同買掛債務回転日数は 15.12 日であるため、仲卸の資金回収のタイムラグは 1 日以下であり、ほぼ均衡しているため、全国水準よりも資金繰りは楽なことになる。

②水産物部仲卸業者	ア	北部・売掛債権回転日数＝31.15 日
	イ	全国・売掛債権回転日数＝31.93 日
	ウ	北部・買掛債務回転日数＝15.29 日
	エ	全国・買掛債務回転日数＝21.48 日

全国平均の売掛債権回転日数は 31.93 日であって、同買掛債務回転日数は 21.48 日であるため、仲卸の資金回収のタイムラグは 10.45 日である。他方、北部市場の売掛債権回転日数は 31.15 日であって、同買掛債務回転日数は 15.29 日であるため、仲卸の資金回収のタイムラグは 15.86 日である。したがって、全国平均との差は 5.41 日で、それだけ、資金繰りが苦境にあることを意味している。

川崎市北部市場における水産物部仲卸業者は、相対的に小規模的企業が多数であることに加えて、このように資金繰りが苦境にあるため、それだけ困難な企業経営を強いられていることになる。

## (5) 改善への意見

### ① 仲卸業者の体質改善への指導

これまでみてきたように仲卸業者の多くが、そのうちとくに中小規模の業者は経営基盤が弱く、その事業の存続が問われているといわざるをえない状況に追い込まれているものと理解される。

とくに、水産物部仲卸業者は、相対的に小規模企業が多数であることに加えて、資金繰りが苦境にあるため、困難な企業経営を強いられているといえる。現在、中小企業診断士等の経営改善指導を取り入れているところであるが、より一層強化していくべきである。

### ② 限界事業者の競争の活性化

収益性が低く、生活基盤が不安定なうえ後継者に悩む小規模な事業者が比較的多く存在していることを考慮すると、今後は、競争を促し、経営基盤がしっかりとした事業者を育成していく必要があるものとする。

そのためには、他の中央卸売市場における諸種の試みを参考にしながら、卸売市場並びに仲卸業者ともに活性化し、収益を確保できるようにしていけるような施策を実施していくことが求められている。

## 意見(2-10) 仲卸業者の事業(会社経営)の活性化に向けた取り組み等について

仲卸業者の多くが、とくに中小規模の業者は経営基盤が弱く、その事業の存続が問われているといわざるをえないと理解される。とくに、水産物部仲卸業者は、相対的に小規模的企業が多数で、しかも資金繰りが苦境にあるため、困難な企業経営を強いられているといえる。

また、収益性が低く、生活基盤が不安定なうえ後継者に悩む小規模な事業者が比較的多く存在していることが伺われる現況の経済環境を考慮に入れると、今後は、競争を促し、経営基盤がしっかりとした事業者を育成していく必要があるものとする。

そのためには、限界事業者の統合・合併等を勧めるとともに仲卸業者の新規参入を図るなど、積極的な競争原理を取り込み、卸売市場並びに仲卸業者ともに活性化し、収益を確保できるようにしていかなければならないものとする。

よって、北部市場の活性化のためにも、現在川崎市が諸施策を実施しているところではあるが、より一層、中小規模の仲卸業者の経営基盤を強化し、収益を確保できるような施策を、積極的に実施されたい。

## 7 市場の適切な保守維持費用について

### (1) 市場の歳入・歳出の状況について

川崎市中央卸売市場における平成 16 年度および平成 17 年度における歳入および歳出の概要、並びに歳入に占める繰入金の割合および運営費の使用料・手数料・諸収入に対する倍率は、次の表（2-21）および表（2-22）のとおりである。

表（2-21）川崎市の市場における歳入・歳出状況表（平成 16 年度）

（単位：千円）

		北部市場	南部市場	合 計
歳入	使用料・手数料	857,171	118,928	976,099
	繰入金	854,000	326,528	1,180,527
	諸収入	230,710	56,163	286,873
	合 計	1,941,880	501,619	2,443,498
歳出	運営費	937,250	362,876	1,300,126
	施設整備費	40,649	53,181	93,830
	公債費	963,981	85,561	1,049,543
	合 計	1,941,880	501,619	2,443,498
繰入金／歳 入		44.0%	65.1%	48.3%
運営費／ 使用料・手数料・諸収入		0.86 倍	2.07 倍	1.03 倍

表（2-22）川崎市の市場における歳入・歳出状況表（平成17年度）

（単位：千円）

		北部市場	南部市場	合 計
歳入	使用料・手数料	849,313	113,551	962,865
	繰入金	821,258	234,680	1,055,938
	諸収入	237,370	54,644	292,014
	合 計	1,907,941	402,876	2,310,817
歳出	運営費	854,312	340,999	1,195,311
	施設整備費	57,800	18,938	76,738
	公債費	995,869	42,939	1,038,808
	合 計	1,907,981	402,876	2,310,857
繰入金／歳 入		43.0%	58.3%	45.7%
運営費／ 使用料・手数料・諸収入		0.79 倍	2.03 倍	0.95 倍

上記の表（2-21）および表（2-22）からも明らかなように、平成17年度の北部市場における運営費は使用料・手数料・諸収入の約0.79倍（平成16年は0.86倍）となっており、南部市場における同倍率は2.03倍（平成16年は2.07倍）と高い比率となっている。このため、市場全体で見た場合の同比率は、0.95倍（平成16年度は1.03倍）となっている。また、歳入に占める繰入金の割合も、46%（平成16年度は48%）と高い比率となっている。

このような状況を改善するには、以下の2つの方法もしくはその併用が考えられる。

- ① 運営費を削減すること
- ② 使用料・手数料を引き上げること
- ③ ①と②の併用

## （2）運営費の削減について

市が負担している市場の維持管理費用および市が受領している使用料・手数料の概要は、次の表（2-23）のとおりである。

表（2-23）使用料・手数料の一覧表

(単位：千円)

		平成 16 年度	平成 17 年度
北部市場	維持管理費 (A)	329,116	336,009
	使用料・手数料 (B)	857,171	849,313
	A/B (%)	38.39%	39.56%
南部市場	維持管理費 (A)	57,405	60,202
	使用料・手数料 (B)	118,928	113,551
	A/B (%)	48.27%	53.02%
合 計	維持管理費 (A)	386,521	396,211
	使用料・手数料 (B)	976,099	962,864
	A/B (%)	39.60%	41.15%

なお、参考までに維持管理費用の各市場における明細を示すと、以下に示した4つの表のとおりとなっている。

表（2-24）北部市場における維持管理費明細表（平成 16 年度）

(単位：千円)

費 目	支 出 額	業者負担額	市の負担額
電気料	149,221	132,548	16,673
ガス料金	2,611	24	2,587
水道料金	64,121	54,834	9,287
冷蔵庫電気料負担金	1,054	0	1,054
保守委託料（警備を除く）	145,165	0	145,165
警備費	62,712	0	62,712
清掃委託（その他）	55,333	0	55,333
一般廃棄物	39,107	18,507	20,600
産業廃棄物	28,770	17,133	11,637
生ごみ処理事業費	4,832	764	4,068
合 計	552,926	223,810	329,116

表（2-25）北部市場における維持管理費明細表（平成17年度）

(単位：千円)

費 目	支 出 額	業者負担額	市の負担額
電気料	152,380	133,917	18,463
ガス料金	2,853	23	2,830
水道料金	62,772	53,633	9,139
冷蔵庫電気料負担金	1,128	0	1,128
保守委託料（警備を除く）	151,231	0	151,231
警備費	62,607	0	62,607
清掃委託（その他）	57,455	0	57,455
一般廃棄物	34,865	17,681	17,184
産業廃棄物	28,770	17,114	11,656
生ごみ処理事業費	4,981	664	4,317
合 計	559,041	223,032	336,010

表（2-26）南部市場における維持管理費明細表（平成16年度）

(単位：千円)

費 目	支 出 額	業者負担額	市の負担額
電気料	46,583	43,919	2,664
ガス料金	386	0	386
水道料金	1,349	0	1,349
冷蔵庫使用料	20,803	17,386	3,417
保守委託料（警備を除く）	11,112	0	11,112
警備費	23,363	0	23,363
清掃委託（その他）	9,177	0	9,177
一般廃棄物	9,242	4,817	4,425
産業廃棄物	3,780	2,268	1,512
合 計	125,795	68,390	57,405

表（2-27）南部市場における維持管理費明細表（平成17年度）

（単位：千円）

費 目	支 出 額	業者負担額	市の負担額
電気料	45,684	42,475	3,209
ガス料金	465	0	465
水道料金	1,413	0	1,413
冷蔵庫使用料	20,803	17,386	3,417
保守委託料（警備を除く）	13,429	0	13,429
警備費	23,363	0	23,363
清掃委託（その他）	9,436	0	9,436
一般廃棄物	8,369	4,411	3,958
産業廃棄物	3,780	2,268	1,512
合 計	126,742	66,540	60,202

維持管理費（職員の人件費を除く間接費）の使用料および手数料に対する割合を見ると北部市場の割合は、40%弱であるが、南部市場においては50%前後となっている。収入の増加が望めない状況にあっては、さらに維持管理費の削減が必要になるものと考えられる。南部市場における維持管理費のうち多額になっているのは、保守委託費および警備費である。市場事業を維持していくためには、これらの金額の削減が必要である。



## 意見（2-11）市場の適切な保守維持費用について

川崎市中央卸売市場における平成16年度・平成17年度の歳入・歳出の概要、並びに歳入に占める繰入金の割合および運営費の「使用料・手数料・諸収入」に対する倍率は、以下のようになっている。

平成17年度の北部市場における運営費は使用料・手数料・諸収入の約0.79倍（平成16年は0.86倍）となっており、南部市場における同倍率は2.03倍（平成16年は2.07倍）と高い比率となっている。このため、市場全体で見た場合の同比率は、0.95倍（平成16年度は1.03倍）となっている。また、歳入に占める繰入金の割合も、46%（平成16年度は48%）と高い比率となっている。市場の健全な運営のためには、改善が必要である。

このような状況を改善するには、以下の2つの方法もしくはその併用が考えられる。

- ① 運営費を削減すること
- ② 使用料・手数料を引き上げること
- ③ ①と②の併用

維持管理費（職員の人件費を除く間接費）の使用料および手数料に対する割合を見ると北部市場の割合は、40%弱であるが、南部市場においては50%前後となっている。収入の増加が望めない状況にあっては、さらに維持管理費の削減が必要になるものと考えられる。南部市場における維持管理費のうち多額になっているのは、保守委託費および警備費である。

よって、市場の健全な運営のために、維持管理費の削減を図られたい。

8 北部市場と川崎冷蔵株式会社を含めた総合的運営の視点から見た場合の望まれる一体的経営のあり方について

(1) 有形固定資産に関する規則的・継続的な減価償却の実施について

川崎冷蔵株式会社（以下「川崎冷蔵」という）では、冷蔵庫3号棟を中心とした冷蔵設備等の有形固定資産を所有しており、その有形固定資産については「経理規程」において「固定資産は、原則として毎期減価償却を行う。」とされている。

法人税法（昭和40年3月31日 法律第34条）第22条（各事業年度の所得の金額の計算）第4項において、益金と損金の計算に当たっては、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるもの」と定めている。そして、企業会計の立場からは、減価償却は「収益と費用の適正な対応を図る期間損益計算」の視点から毎期継続的に行われるとともに規則的に実施されるべきものとされている。しかし、川崎冷蔵の会計処理は「法人税法の規定上認められないものではない」が、「あるべき会計処理としての規則的な減価償却計算」を実施していない会計期間があった。

その結果、継続的・規則的に減価償却を実施した場合と比較して次の表（2-28）にみられるように減価償却不足額が発生している。

表（2-28）減価償却不足一覧表

（単位：千円）

項 目		平成18年3月末の 貸借対照表計上額	規則的な減価償却等計 上後の貸借対照表価額	償却不足額
有形 固定 資産	建物附属設備※	204,466	77,025	127,441
	建 物	669,607	335,009	334,598
	構 築 物	22,379	5,388	16,991
	機 械 装 置 ※	246,187	69,078	177,108
	工具器具備品	75,417	7,340	68,076
無形固定資産※		37,229	1,370	35,858
合 計		1,255,284	495,211	760,073

（注） ※建物附属設備、機械装置および無形固定資産については、川崎冷蔵・指摘事項「繰延資産の適切な会計処理と科目表示について」に記載のとおり、繰延資産ではないものが誤って繰延資産に計上されていた金額をそれぞれ加えて表示している。

この減価償却不足を考慮すると、貸借対照表の各項目（大科目）金額は、次の表（2-29）のとおりとなり、「純資産」が過大に表示されていることがわかる。

表（2-29）貸借対照表項目状況一覧表

（単位：千円）

	平成 18 年 3 月 (償却不足考慮前)	平成 18 年 3 月 (償却不足考慮後)	差 額
資 産 総 額	1,423,623	663,550	760,073
負 債 総 額	1,232,973	1,232,973	—
純 資 産	190,651	△569,422	760,073

確かに、法人税法においては減価償却することを強制はしていない（同法第 31 条）が、上記のような減価償却不足は、企業の経営成績および財政状態の適正な表示を歪めてしまうことになる。その結果として、企業の作成する財務諸表の社会的信頼性を損なうことにもなってくる。

したがって、川崎市として、川崎冷蔵に対して「一般に公正妥当と認められる会計処理の原則もしくは手続」を遵守するよう指導していくべきであり、すみやかに、減価償却費の不足額を解消し、継続的・規則的な減価償却計算を実施するよう指導していくべきである。

(2) 川崎市と川崎冷蔵との取引（支援）の明瞭化について

過去 5 年間における川崎市と川崎冷蔵との取引の概要は、次の表（2-30）のとおりである。

表（2-30）川崎市と川崎冷蔵株式会社の過去5年間の取引の概要表

（単位：千円）

		平成13年度	平成14年度	平成15年度
土地代	地代収入	58	58	58
	無償分(a)	7,571	7,571	7,571
冷蔵庫使用料	使用料	100,217	92,927	94,740
	4. 5階分(b)	10,328	17,617	15,805
電気代	冷蔵庫2号棟5階分(c)	1,605	1,737	1,023
製氷施設	使用料	10,504	10,504	10,504
	無償分	0	0	0
支援合計額 (a)+(b)+(c)		19,504	26,925	24,399

（単位：千円）

		平成16年度	平成17年度
土地代	地代収入	58	58
	無償分(a)	7,572	7,572
冷蔵庫使用料	使用料	94,740	94,344
	4. 5階分(b)	15,805	16,112
電気代	冷蔵庫2号棟5階分(c)	1,054	1,128
製氷施設	使用料	10,504	10,504
	無償分	0	0
支援合計額 (a)+(b)+(c)		24,430	24,811

冷蔵庫3号棟の土地代については、無償となっている。また、冷蔵庫2号棟の使用料については、従来1棟貸しをしていたが、冷蔵庫3号棟の建設に伴い、冷蔵庫2号棟に空きスペースが生じたことから、川崎冷蔵から一部(4階・5階部分)の返還がなされたものである。その返還に伴い、冷蔵庫使用料の一部(年間約15,000千円)の機会損失が発生している。

また、全体の冷蔵効率を上げるため、定期的に5階部分についても、電源を入れていることから、その電気代負担が年間約100万円生じている。以上の結果、川崎市(中央卸売市場事業特別会計)が、川崎冷蔵に支援している金額の合計は、概ね年間約24,000千円となっている。

川崎市の行政上、市場事業が必要であるとして、また、川崎冷蔵が市場機能を補完する役割を担うものとして、その維持と運営のために、どれほどの財源(市税)を用途しているのか、より一層の情報開示が必要である。

(3) 適切な取締役会のあり方について

平成 18 年 7 月末現在の役員の就任状況は、次の表（2-31）に記載したとおりである。

表（2-31）川崎冷蔵の役員就任状況一覧表

氏名	役職	兼任等の状況
A	代表取締役	市 OB
B	常勤取締役	I 社より平成 9 年に転職
C	非常勤取締役	J 社代表取締役
D	非常勤取締役	K 社代表取締役
E	非常勤取締役	L 社代表取締役 北部市場水産仲卸協同組合副理事長
F	非常勤取締役	北部市場長
G	非常勤取締役	M 社代表取締役
H	非常勤監査役	N 社代表取締役 川崎魚市場卸協同組合理事長

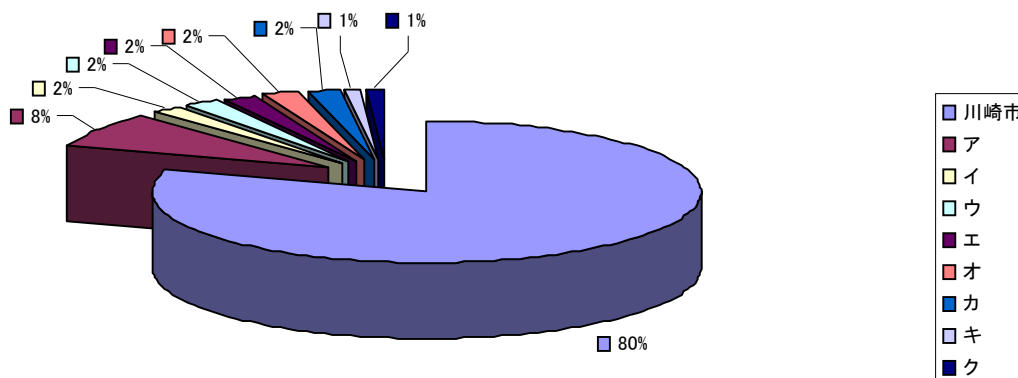
A は市の OB であり、F は市の北部市場長である。また、B は川崎冷蔵が独自に任命した役員である。その他の役員は、すべて市場の取引先である企業もしくは事業体の経営責任者もしくはそれに相当する者である。

したがって、議案によっては、川崎冷蔵および市と利害が相反する可能性がある。現実に市場の利用料（とくに値上げ）の審議事項においては、利害が相反することになる。利害が相反する場合は、特別利害関係人になり、取締役会に出席できない（当該議案の審議に限って）ため、これらの関係者を除いて審議することが可能である。もし、特別利害関係人を除いたところで、値上げを可決したとしても、比較的多数の特別利害関係人が存在するような審議事項において、少数（在籍者の 50%以下の出席者となるような場合）の者による承認でよいのか、取締役会のあり方が問題になってくる。

一方、川崎冷蔵の資本出資関係は、次の図表（2-2）のようになっている。

図表（2-2）

川崎冷蔵出資比率



市は川崎冷蔵の80%という高率の出資比率を保っている。

出資比率からみると、市側の利益を代表する役員の数をもっと多くてしかるべきであるが、平成16年4月に市総務局行財政改革実施本部が発表した「出資法人の経営改善指針」は、以下のように規定しているため、川崎冷蔵もそれを尊重している。

人的関与の見直し

① 現職職員  
（略）

ウ 出資法人を指導監督する立場にある市所管部局職員の出資法人の実質的な経営に携わる役員への就任を固定化せず、官民をバランスよく適所適材で登用する。また、プロパー職員の内部登用も推進する。

エ 役員のうち本市の出身者が占める割合は、原則としてOB職員を含め役員現在数の3分の1以下とする。

市関係者以外の役員は、全員が市場に利害関係を有するため、利用料の値上げ等で利益相反となり、議題に上りにくい状況にある。近年は、従来よりも企業の社会的責任が強く要請されるようになってきた。

さらに、平成18年5月1日施行の会社法の趣旨（取締役会の機関に関して）は、

社外取締役の効果ある監視機能を求めている。このようなことも勘案して、上記「出資法人の経営改善指針」による制約はあるが、中立的第三者の観点から経営に参加する社外取締役を選任することが必要であると考える。

これまで、市場関係者を取締役に選任していたことは、どちらかといえば、監督・監視者としてではなく「共同経営者」という位置づけが強かったものと思慮される。しかし、これからの株式会社は、一定の社会的責任を果たしていかなければならないし、また、社外取締役は業務を執行する取締役に対して、

- ① 有効な内部統制組織を構築しているか
- ② 一定の社会的責任を果たしているか
- ③ 健全な利益体質を保持できるように企業を運営しているか
- ④ その他

等々のことについて、監視（取り締まるということ）していかなければならないのである。したがって、これらの要請に応えられる人材を選任するようにしていかなければならない。

#### (4) 経営体質の強化並びに資本増強等の総合的な支援体制の構築について

川崎冷蔵の経営悪化の原因は、ひとつには典型的な過小資本によるものである。設備産業であるにもかかわらず、資本金が少なく借入金負担が大きすぎるため、本来の事業による経営建て直しが困難な状況にある。

また、設備を更新したくても原資がないため、収益拡大のチャンスを逃している一面もある。実際、川崎冷蔵は資本金 50,000 千円にすぎない。いわゆる中小企業であるにもかかわらず、冷蔵庫 3 号棟の設備増強 16 億円という巨額な投資（資本金に対する 32 倍の設備投資）を行ったために、資金圧迫を受けている。借入債務が年間の売上高 5 億 2,300 千円に対して、12 億 40 万円（2.3 倍）にも達している。

冷蔵庫 1 号棟および 2 号棟は、いずれも川崎市が所有している。これに対し、冷蔵庫 3 号棟は川崎冷蔵が所有している。これは川崎冷蔵の独立企業体としての成長を期待して、決定されたものであると説明を受けているが、過小資本の川崎冷蔵にとっては、荷が重かった。本来、冷蔵庫 1 号棟および 2 号棟と同様に、川崎市が所有すべきものではなかったのかと考える。

解決方法としては、

- ① 増資を行うこと、あるいは、
- ② 自社資産である冷蔵庫 3 号棟を市に譲渡して借用すること

等の方策がある。

先に引用した「出資法人の経営改善指針」は、出資法人に対する追加出資等について以下のようにも記述している。

統廃合等の見直し

① 法人形態の転換や出資の引き上げの検討

ア 出資法人が実施する事業が営利法人の事業と競合する場合

イ 市の財政的・人的関与の必要性が少ない商法法人等（注）の場合

等の場合には、民間事業圧迫の可能性や、公的関与の必要性が問われるので、事業の公益性を高めることや、営利法人への転換（民法法人）、保有株式の民間への譲渡（株式会社）等の対応を検討する。

（注） 平成 18 年 5 月 1 日より商法は会社法に改正された。

上記指針を勘案すると、市による増資は難しい状況にあり、第三者である民間による資本増強の道が現実的であると考え。このような事例としては、横浜市のケースがある。横浜市は横浜市場冷蔵に対する出資比率を平成 18 年 6 月 22 日に 74%から 49.9%に引き下げると決定した（日本経済新聞 平成 18 年 6 月 20 日 朝刊）。

第三セクターが経営危機に陥る原因のひとつは、甘い経営見通しの上、行政が行うところを第三セクターが肩代わりしたなど、錯綜した利害のしわ寄せとなり、経営が悪化してもなかなか問題が表面化してこないことにある。

川崎冷蔵に関しても、抜本的な解決策を実施すべき時期にきていると考える。

有形固定資産の減価償却不足額を解消し、貸借対照表の表示を適正にしたとしても、上記の記載のとおり、① 冷蔵庫の賃借料を中心とした北部市場との取引関係、② 取締役の構成を中心とした経営体制、③ 過小資本といった諸問題により、川崎冷蔵を取り巻く現状は依然として厳しい状態にある。

この現状を打破するためには「抜本的な解決策を実施することが必要」となるが、その実施は川崎冷蔵単独では到底困難であり、出資者である川崎市を含めた総合的・長期的な視点からの検討が必要である。



#### 指 摘（2-2）有形固定資産に関する規則的・継続的な減価償却の実施について

川崎冷蔵では、冷蔵庫3号棟を中心とした冷蔵設備等の有形固定資産を所有しており、その有形固定資産については「経理規程」において「固定資産は、原則として毎期減価償却を行う。」とされているが、継続的・規則的な減価償却計算を実施していない会計期間があった。その結果、継続的・規則的に減価償却を実施した場合と比較して760,073千円の減価償却不足額が発生している。この減価償却不足に相当する金額だけ「純資産が過大に表示されている」ことになる。

減価償却不足は、毎期の減価償却費ひいては期間利益計算に、そして有形固定資産の計上額に大きな影響を及ぼし、企業の経営成績および財政状態の適正な表示を歪めてしまうことになる。その結果として、企業の作成する財務諸表の社会的信頼性を損なうことにもなってくる。川崎市として、川崎冷蔵に対して「一般に公正妥当と認められる会計処理の原則もしくは手続」を遵守するよう指導していくべきである。

よって、減価償却費の不足額を解消し、継続的・規則的な減価償却計算を実施するよう指導されたい。

#### 意 見（2-12）川崎市と川崎冷蔵との取引（支援）の明瞭化について

冷蔵庫3号棟の土地代については無償となっている。川崎市が、川崎冷蔵に支援している金額の合計は、概ね年間約24,000千円となっている。

川崎市の行政上、市場事業が必要であるとして、その維持と運営のために、どれほどの財源（市税）を用途しているのか、川崎市民に対して説明責任を果たすためにも、より一層の情報開示が必要である。

よって、川崎市から川崎冷蔵に対して行っている支援について、明確にするとともに、情報の開示を進め、川崎市民が納得できるように説明責任を果たされたい。

#### 意見（2-13）適切な取締役会のあり方について

川崎冷蔵における平成 18 年 7 月末現在の役員の就任状況をみると、取締役 7 名のうち、1 名は市の OB であり、1 名は市の北部市場長である。また、川崎冷蔵が独自に任命した取締役は 1 名である。その他の取締役 4 名および監査役 1 名は、すべて市場の取引先である企業もしくは事業体の経営責任者もしくはそれに相当する者である。

したがって、議案によっては、川崎冷蔵および市と利害が相反する可能性がある。現実には市場の利用料（とくに値上げ）の審議事項においては、利害が相反することになる。利害が相反する場合は、特別利害関係人になり、取締役会に出席できない（当該議案の審議に限って）ため、これらの関係者を除いて審議することが可能である。もし、特別利害関係人を除いたところで、値上げを可決したとしても、比較的多数の特別利害関係人が存在するような審議事項において、少数（在籍者の 50% 以下の出席者となるような場合）の者による承認でよいのか、取締役会のあり方が問題になってくる。

これからの株式会社は、一定の社会的責任を果たしていかなければならないし、また、社外取締役は業務を執行する取締役に対して、有効な内部統制組織を構築しているか、等々のことについて、監視（取り締まるということ）していかなければならない。

よって、これらの要請に応えられる人材を選任するようにされたい。

#### 意見（2-14）経営体質の強化並びに資本増強等の総合的な支援体制の構築について

冷蔵庫 1 号棟および 2 号棟は、いずれも川崎市が所有している。これに対し、冷蔵庫 3 号棟は川崎冷蔵が所有している。これは川崎冷蔵の独立企業体としての成長を期待して、決定されたものであると説明を受けているが、過小資本の川崎冷蔵にとっては、荷が重かった。

川崎冷蔵は、川崎市が行う行政の一部を代行して実施しているが、実際のところ大きな負債を抱え厳しい経営状況となっている。冷蔵庫 3 号棟については、川崎冷蔵が所有しなければならない特段の理由はなく、冷蔵庫 1 号棟・2 号棟と同様、川崎市が所有して、川崎冷蔵に貸与する選択肢もあったと考える。川崎冷蔵を取り巻く諸問題は、北部市場の取扱高減少などと密接に関連していること、また、川崎市所有冷蔵庫の使用料設定などは川崎冷蔵と川崎市が利益相反の関係にあることなどを勘案すると、川崎冷蔵の経営改善策のみ単体で議論するより北部市場全体の施策の中で検討を進めた方が合理的だと考える。

よって、冷蔵庫 3 号棟について、川崎市が所有して、川崎冷蔵に貸与するなど、抜本的な経営改善策を検討し、確実に実施されたい。